

# 平成19年第1回海津市議会定例会

## 議事日程(第1号)

平成19年3月6日(火曜日)午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第5号 平成19年度海津市一般会計予算
- 日程第4 議案第6号 平成19年度海津市海津苑運営特別会計予算
- 日程第5 議案第7号 平成19年度海津市南濃温泉水晶の湯運営特別会計予算
- 日程第6 議案第8号 平成19年度海津市クレール平田運営特別会計予算
- 日程第7 議案第9号 平成19年度海津市月見の里南濃運営特別会計予算
- 日程第8 議案第10号 平成19年度海津市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第9 議案第11号 平成19年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計  
予算
- 日程第10 議案第12号 平成19年度海津市国民健康保険特別会計予算
- 日程第11 議案第13号 平成19年度海津市老人保健特別会計予算
- 日程第12 議案第14号 平成19年度海津市介護保険特別会計予算
- 日程第13 議案第15号 平成19年度海津市下水道事業特別会計予算
- 日程第14 議案第16号 平成19年度海津市水道事業会計予算
- 日程第15 議案第17号 平成19年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計予算
- 日程第16 議案第18号 平成19年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別  
会計予算
- 日程第17 議案第19号 平成19年度海津市介護老人保健施設事業特別会計予算
- 日程第18 議案第20号 平成19年度海津市駒野奥条入会財産区会計予算
- 日程第19 議案第21号 平成19年度海津市羽沢財産区会計予算
- 日程第20 議案第22号 平成18年度海津市一般会計補正予算(第6号)
- 日程第21 議案第23号 平成18年度海津市海津苑運営特別会計補正予算(第2号)
- 日程第22 議案第24号 平成18年度海津市クレール平田運営特別会計補正予算(第1号)
- 日程第23 議案第25号 平成18年度海津市介護保険特別会計補正予算(第5号)
- 日程第24 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第25 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第26 議案第26号 海津市内部組織設置条例の一部を改正する条例について

- 日程第27 議案第27号 海津市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第28号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第29 議案第29号 海津市副市長の定数を定める条例の制定について
- 日程第30 議案第30号 海津市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第31号 海津市行政手続条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 議案第32号 海津市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 議案第33号 海津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第34 議案第34号 海津市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第35 議案第35号 消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第36 議案第36号 海津市立学校施設使用条例の一部を改正する条例について
- 日程第37 議案第37号 海津市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第38 議案第38号 海津市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第39 議案第39号 海津市環境基本条例の制定について
- 日程第40 議案第40号 海津市水道料金等審議会設置条例の制定について
- 日程第41 議案第41号 海津市下水道事業特別会計への繰入について
- 日程第42 議案第42号 市道の路線認定及び廃止について
- 日程第43 議案第43号 工事請負契約の変更について
- 日程第44 議案第44号 指定管理者の指定について
- 日程第45 議案第45号 市民憲章の制定について
- 日程第46 議案第46号 岐阜県市町村職員退職手当組合同約の一部を改正する規約について
- 日程第47 議案第47号 岐阜県市町村会館組合同約の一部を改正する規約について
- 日程第48 議案第48号 海津市・養老郡・安八郡地域結核対策委員会の共同設置に関する規約の一部を改正する規約について
- 日程第49 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

---

出席議員（20名）

1番	山田武君	2番	堀田みつ子君
3番	西脇幸雄君	4番	川瀬厚美君

5番	森	昇	君	6番	永	田	武	秀	君		
7番	福	井	恭	平	君	8番	近	藤	輝	明	君
9番	山	田	勝	君	10番	飯	田	洋	君		
11番	服	部	寿	君	12番	伊	藤	善	朗	君	
13番	浅	井	まゆみ	君	14番	伊	藤	仁	夫	君	
15番	松	岡	光	義	君	16番	水	谷	武	博	君
17番	星	野	勇	生	君	18番	藤	田	敏	彦	君
19番	渡	辺	光	明	君	20番	赤	尾	俊	春	君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市	長	松	永	清	彦	君	助	役	水	谷	敏	行	君									
教	育	長	平	野	英	生	君	総	務	部	長	津	野	基	紀	君						
総	務	部	次	長	兼			企	画	部	長	小	澤	一	郎	君						
副	収	入	役	谷	芳	和	君	産	業	経	済	部	長	小	野	清	美	君				
建	設	部	長	伊	藤	秋	弘	君	水	道	環	境	部	長	高	木	謙	次	君			
市	民	福	祉	部	長	大	倉	富	夫	君	消	防	長	田	中	俊	澄	君				
教	育	次	長	菱	田	秀	明	君	学	校	教	育	課	長	菱	田	秀	樹	君			
教	育	総	務	課	長	渡	辺	良	光	君	総	務	部	財	政	課	長	福	田	政	春	君
産	業	経	済	部							産	業	経	済	部							
農	林	振	興	課	長	水	谷	明	寛	君	商	工	観	光	課	長	横	井	五	月	君	
水	道	環	境	部							市	民	福	祉	部							
水	道	課	長	館	尋	正	君				市	民	課	長	安	藤	勉	君				
市	民	福	祉	部							市	民	福	祉	部							
福	祉	総	務	課	長	大	倉	明	男	君	高	齢	福	祉	課	長	鈴	木	里	美	君	
市	民	福	祉	部	参	事					市	民	福	祉	部							
兼	障	害	福	祉	課	長	後	藤	昌	司	君	児	童	福	祉	課	長	平	野	敏	君	
市	民	福	祉	部																		
健	康	課	長	高	木	伊	吉	君			海	津	苑	所	長	伊	藤	直	次	君		
											監	査	委	員								

図書館長 水谷辰巳君  
選挙管理委員会  
事務局長 菱田義博君

事務局長 高木 栄君  
農業委員会  
事務局長 加藤賢治君

---

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 森 賢 一  
議会事務局課長  
補佐兼庶務係長 近 藤 和 子

議会事務局次長  
兼議事係長 馬 場 司 郎

## 開会宣告

議長（西脇幸雄君） 定刻でございます。ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、平成19年海津市議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前9時00分）

---

## 会議録署名議員の指名

議長（西脇幸雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長により2番 堀田みつ子君、  
4番 川瀬厚美君を指名いたします。

---

## 会期の決定について

議長（西脇幸雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本会の会期は、本日から3月23日までの18日間としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西脇幸雄君） 異議なしと認めます。よって、本会の会期は、本日から3月23日までの18日間とすることに決定いたしました。

---

議案第5号 平成19年度海津市一般会計予算から議案第48号 海津市・養老郡・安八郡地域結核対策委員会の共同設置に関する規約の一部を改正する規約についてまで

議長（西脇幸雄君） それでは、ただいまから日程第3、議案第5号から日程第48、議案第48号までを一括上程し、それらを踏まえて市長より施政方針と提案説明をいただきます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

市長（松永清彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから施政方針と提案説明をさせていただきます。

本日、ここに平成19年海津市議会第1回定例会が開会され、平成19年度予算案及び条例、その他の案件について御審議をお願いするに当たりまして、今後の市政に対する私の所信を述べさせていただきますとともに、今回提案いたしております予算案等について御説明を申し上げます。

海津市が誕生して間もなく2年が経過しますが、この間、大過なく市政を運営することができましたのも、議員初め多くの市民の皆様の格別なる御支援によるものと厚く御礼を申し上げます。

私は市長に就任して以来、合併時に策定した「新市まちづくり計画」に基づき、海津市としての一体感の醸成を目指しながら、常に市民の皆様の声に耳を傾け、真摯に向かい合い、市民参画の姿勢を基本理念として市政運営を進めてまいりました。

具体的には、市の基本的な政策等の形成過程において市民の皆様方の意見を反映させるパブリック・コメント制度の導入、各種計画づくりにおけるアンケート調査の実施、市民の皆様方の声をお伺いする座談会の開催を初め、「市長との対話室」「市長への便り」を行ってきており、まちづくり講座などを通じて市民の皆様方の参画をお願いしてまいりました。

こうした施策をきっかけとして、市民の皆様と行政が対等な立場で責任を共有しながら目標の達成に向け連携していきたいと考えており、市民の皆様方の主体性に大きな期待を抱いているところであります。

本年4月よりスタートいたします「海津市総合開発計画」におきましても、「協働が生み出す魅力あふれるまち海津」を将来像とし、具体的なイメージとして「心のオアシス都市」を副題として掲げております。この計画は、海津市における最上位計画であり、将来の地域のありさまを描き、その道筋を明らかにするとともに、市の今後の行動計画を明示しています。計画では「オンリーワンのまちづくりプロジェクト」「安心して子育てできるまちづくりプロジェクト」「市民協働によるまちづくりプロジェクト」「住みよいまちづくりプロジェクト」といった、選択と集中により重点的・優先的に取り組む四つの施策を「市の戦略プロジェクト」と位置づけているほか、施策ごとに数値目標を盛り込んでいます。

夕張市に代表される地方の自治体の財政破綻が大きくクローズアップされ、従来の延長線では自治体経営が立ち行かなくなるおそれが出ている今日、私は市民の皆様方の視点、目線に立って、この総合開発計画を実現し、市民の皆様方が安全に安心して暮らせることができ、子供たちが希望を持って育つ活力あるまちとするため、不断の決意で市政に取り組んでまいります。

総合開発計画と表裏一体をなすのが行政改革であります。合併は最大の行政改革と言われますが、幾多の苦難を乗り越えて海津市が誕生いたしましたのも、ひとえに市民の皆様方の御理解と関係各位の御尽力によるものであります。

私たちは合併の効果を最大限に生かし、地方分権時代にふさわしい自立した行財政運営を目指さなければなりません。

一方、地方財政が厳しさを増す一方、自治体の仕事はふえ続けております。急速な少子・高齢化の進行が早急な政策対応を迫る中、いかにして元気な地域づくりをしていくかが大き

な課題になっております。

今、自治体に求められているのは、社会と時代の変化を見きわめ、改革していこうとする意思を持ち、それを果敢に実行して、持続可能な自治経営を確実にしていくことであると思います。このため、昨年3月に基本的な考え方をまとめた「行政改革大綱」と具体的取り組みを明示した「集中改革プラン」を策定し、簡素で効率的な行政運営の確立を目指し、事務事業の見直しを進めるとともに財政の健全化に努めてきました。また、人事評価システムの導入や組織改革、職員の政策形成能力の育成にも積極的に取り組んでいます。

さらに、行政改革の一環として現在積極的に取り組んでいるのが、いわゆるゼロ予算事業であります。既存の人材、施設などの資産や情報ネットワークといった機能をうまく活用することによって、特段の予算措置を必要とすることなく効果的に事業を実施しようというものです。主なものとしては、証明書の時間外発行予約サービス、市政なんでも相談員、海津市ふるさと市民制度などですが、さらに職員一丸となって知恵を絞り、活性化を図りながら経費の節減に努めているところであります。

総合開発計画及び行政改革大綱の策定はゴールではなく、スタート地点に立ったにすぎません。実現していくことに意味があります。このため、今後、成果目標（プラン）、予算の効率的執行、厳格な評価、予算への反映という一連のマネジメントシステムを確立することによって継続的に評価を行い、地域の発展と住民福祉の向上を図っていきたいと考えています。

私はこのような考え方に立ち、「海津市総合開発計画」を着実に推進するため、次の項目を重点的な施策として、本市の発展のために積極的に取り組んでまいります。

最初に、「安心して暮らせる地域医療・福祉のまちづくり」についてであります。

安心して暮らせる地域を実現するためには、地域で安心して受けられる地域医療体制を確立することが重要であることから、医療体制の充実に努めますとともに、市民みずから「自分の健康は自分で守る」という個人の努力に対する支援と健康づくりのための環境整備に努めます。

本市における平成17年度の合計特殊出生率推計1.17は、全国平均1.26を下回るなど深刻な状況にあり、少子化は重要な課題であります。本市では、「子育て夢プラン」を策定して子育て支援サービスの充実に図り、安心して子育てができる環境の実現を目指します。

障害者福祉については、障害者が地域で安心して生活できるための施設整備など環境の充実に努めるとともに、障害者の就労や社会参加等を通じた自己実現を支援していきます。

本市においては、およそ5人に1人が高齢者という状況であり、高齢化は確実に進んでいます。このため、「みんなでつくろう健康長寿都市」を基本理念として、「活動的な85歳」を目標に保健事業・健康づくりの強化を図っており、地域支援事業の一環として介護予防事

業、包括支援事業の推進に努めます。

また、母子・父子福祉の充実、社会保障制度の健全な運用に努めるとともに、自助・共助・公助の視点による地域福祉を推進します。

2番目に、「安全で快適な生活環境のまちづくり」であります。

土地利用であります。本市の歴史的、自然的、社会的特性を踏まえて全域にわたる土地利用形態を再検討し、均衡ある発展を目指します。

道路網については、利便性の向上、交通弱者に優しい道づくりに努めるとともに、国・県道の整備、国道258号の完全4車線化、木曽三川の新架橋などの整備を引き続き関係機関に強く要望してまいります。

また、市内における犯罪発生件数は近年増加しており、悲惨な交通事故も後を絶ちません。このため、防犯や交通安全意識の高揚を図り、市民一人ひとりの注意を喚起するとともに、地域での防犯活動の強化や交通安全施設等の充実に努めてまいります。

次に公共交通機関についてですが、この問題は最優先課題の一つとなっており、戦略的交通システムの検討を進めるとともに、近鉄養老線や既存の民営バスルートの存続・充実に引き続き関係機関に要望してまいります。

さらに、快適な市街地及び集落環境整備の推進に努めるとともに、公園の適正な維持管理や多面的機能の発揮を図るように努めます。

火災や災害からの安全性の確保については早急な対応が必要であり、「地域防災計画」を策定したところであります。

近々、防災マップ・ハザードマップを配布する予定であり、市民の防災意識の高揚を図るとともに、自主防災組織の育成、機能的な防災対策の充実に努めます。

また、常備消防の強化、消防施設の整備、救急・救助業務の体制充実に努めます。

一方、治山・治水・砂防事業については強力的に推進するとともに、情報伝達手段の強化や公共施設の耐震化など防災拠点の整備を進めます。

生活環境整備については、良質で安全な水の安定供給に努めるとともに、下水道事業の推進などにより生活環境の改善と公共用水域の水質保全に努めます。

3番目に、「美しい自然を守り、ともに生きるまちづくり」であります。

本市には、のどかな田園風景と美しい水辺空間、恵まれた森林資源といった豊かな自然環境があります。この貴重な財産を守り、後世へと引き継いでいくため、自然保護の意識を高め、市民協働による自然環境の保全、再生を図るとともに、自然との共生に努めます。

また、地球環境問題に関する意識の啓発を図るなど、省エネ・省資源対策を推進するとともに、市民・事業所・行政が連携し、資源循環型・省資源型社会の実現を目指します。

4番目に、「魅力ある教育・文化のまちづくり」であります。

学校教育については、教育内容の充実や教職員の資質の向上等に努めるほか、情報化・国際化等に対応した教育が行えるよう学校の機能充実を図ります。また、幼保一元化や南濃町地内の中学校統合計画を推進し、学校給食センターの整備を進めます。

生涯学習は、「いつでも」「どこでも」「だれでも」学べることであり、子供からお年寄りまでさまざまな年代の市民が、さまざまな分野を学習できる環境を整える必要があります。このため、各種学級・講座等の内容の充実、生涯学習施設等の整備・ネットワーク化に努めます。

一方、「少年非行」「不登校」「いじめ」などのほか、家庭内の児童虐待などが大きな社会問題となっています。本市では、青少年育成市民会議と連携しながら青少年非行防止活動を推進しており、地域ぐるみで行う活動を支援します。

スポーツ活動につきましては、平成17年に世界ボート選手権大会が行われ、平成24年岐阜国体では本市ではバレーボール競技（少年女子）とカヌー競技（フラットウォーター 500メートル）が開催されることから、市民のスポーツに対する関心が高まってきております。こうしたことから、市民主導による総合型地域スポーツクラブや核となるグループを支援します。

また、市民の自主的な文化活動の支援や文化財の適切な保存・管理・活用に努めるとともに、姉妹都市等との地域間交流・多文化共生を進めてまいります。

5番目に、「地域の特徴を生かした、活力ある産業のまちづくり」であります。

農業については経営の合理化を進め、生産性の高い農業を促進するとともに、関係機関と連携して優良農地の確保に努めます。また、消費者ニーズに的確に対応した都市近郊型農業を確立するとともに、農産品ブランド化と販路の拡大、資源循環型農業や地産地消を推進します。さらに、農業を通じた観光交流、グリーン・ツーリズムを市民協働を念頭に置いて具体的に検討してまいります。

森林は、生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源涵養などの公益的な機能を有しており、この機能が高められるよう適正な森林管理に努め、河川については環境の保全・再生並びに保護増殖を推進いたします。

商業については、にぎわいある商業空間の形成を目指して商業者の経営体質の強化や魅力あふれる商店街づくり、商店街の景観整備を促進します。

工業については、新たな企業用地の確保と企業誘致活動を積極的に展開しているところであり、環境に配慮した産業の立地誘導を図ってまいります。また、既存事業所の合理化や近代化を支援します。

一方、本市の観光客等入り込み数は、県内屈指の実績を誇っております。既存の観光施設やイベントの魅力向上を図るとともに、地域の自然、歴史、文化、産業、農産物等の資源を

生かした観光拠点の形成を図り、集客力の向上を目指してまいります。

また、起業を支援するとともに、働きがいのある職場づくりを促進してまいります。

以上の5本の柱は分野別基本目標であり、次の2本の柱は、分野別基本目標を実現するための共通する進め方であります。

6番目は、「市民参加による協働自治のまちづくり」であります。

「協働」は、冒頭にも申し上げましたとおり、将来像に位置づけられている最重要課題であります。このため、市民参画・協働自治を進めるための仕組みづくりを進めるとともに、情報提供、啓発活動、学習活動の充実に努めます。また、自治組織の機能強化やコミュニティの活性化、NPO等の支援に努めてまいります。

さらに、男女共同参画社会の実現を目指すとともに、「人権尊重の都市」宣言を柱として、人権教育・啓発を推進し、正しい理解を普及いたします。

最後の柱は、「効率的な行財政運営」であります。

今後、市町村は、あらゆる手だてを講じて地域活動を活性化する一方で、可能な限りスリム化を図り、効率的な行財政運営を行っていかねばなりません。

まず、地域情報化及び電子自治体の構築であります。本市では「情報セキュリティ基本方針」を定めて、市が管理する情報資産についてセキュリティーの確保を図っているところであり、この対策を徹底するとともに、市民の情報活用能力の向上を支援してまいります。

また、市民の生活圏の拡大や交流人口の増加等の視点から、広域連携が重要になってきています。このため、広域市町村圏は言うに及ばず、県際交流や圏域以外の市町村との連携体制の確保・強化に努めてまいります。

行政改革につきましては冒頭に述べたところであり、行政改革大綱の着実な実施により行財政運営の効率化を図るとともに、行政組織の効率化を図るため組織の再編も検討してまいります。

公共的施設については、市全域のバランス、適正配置、市民の意向や財政事情等を総合的に勘案しながら、公共的施設の統廃合整備に努めます。また、統合庁舎については、新たな組織を設けて検討してまいります。

以上の方針と国の予算編成方針及び地方財政計画に基づき編成いたしました平成19年度の当初予算規模は、一般会計 152億 4,000万円、特別会計 130億 6,060万円、企業会計23億 4,480万円、財産区会計 610万円となりました。平成18年度の当初予算と比較いたしますと、一般会計は2億 5,000万円増（1.7%増）であります。国営土地改良事業借入金11億 6,800万円を繰り上げ償還いたしますので実質9億 1,800万円減（6.1%減）となり、特別会計は11億 5,340万円増（9.7%増）、企業会計は6,000万円減（2.5%減）、財産区会計は190万円増（45.2%増）となり、予算総額は306億 5,150万円となり、平成18年度当初予

算と比較して13億 4,530万円増（4.6%増）となりました。

歳入の主なものは、市税41億 9,436万 5,000円を見込んでおります。市民税個人分では、定率減税の廃止、所得税から個人住民税への税源移譲、税制改正等により3億 6,821万円程度の増収を見込み、市民税法人分では、景気は回復を続けていると言われているものの、本市のほとんどの企業は中小企業であり、景気が回復状況にあるとは言えないため平成18年度の決算見込み額を計上いたしました。

固定資産税は、平成18年度に評価替えがあり、多くの増収は期待できない状況にあります。市税総額で5億 3,426万 6,000円（14.6%）の増額計上となりました。

地方譲与税、交付金等につきましては、税源移譲により所得譲与税が廃止され2億 4,399万円の減額となりました。

地方交付税については国の地方財政計画では4.4%に減額となっておりますが、本市においては過去2年間の平均伸び率により算出し、5億 2,800万円の減額を見込み36億 7,000万円計上いたしました。

繰入金は、基金繰入金26億 1,800万円を見込みましたが、このうち国営土地改良事業基金より11億 6,800万円繰り入れ、借入金の繰り上げ償還を行うためのものであります。

市債は、石津小学校改築事業の完了により43.7%減の8億 6,060万円計上いたしました。

しかしながら、児童手当、福祉医療の拡充等による社会福祉保障費の増加に対応するとともに、平成19年度からスタートする総合開発計画に掲げる主要事業を進めるため、人件費を初め経常経費を削減し、収支の均衡を図るため臨時財政対策債の発行と財政調整基金等の繰り入れをいたしましたが、本市の財政は、依然厳しい状況にあることには変わりございません。

続きまして、新年度予算の主な事業を総合開発計画に掲げている基本目標に沿って御説明を申し上げます。

第1の「安心して暮らせる地域医療・福祉のまちづくり」であります。

最初に、医療体制の充実と健康づくりの推進に2億 9,989万 8,000円計上いたしました。

主な内容については、休日・夜間における市民の救急医療を確保するため、医師会及び医師会病院と連携を図り、市民の救急医療体制の確立を図ってまいります。

また、市民の健康保持を目的とした生活習慣病検診や早期発見・早期治療を目的としたがん検診、各種検診等を行うとともに、健康づくり計画を策定し、発病を予防する1次予防に重点を置いた対策を推進し、壮年期死亡の減少や健康長寿の延伸に努めてまいります。

次に、子育て支援体制の充実に13億 3,180万 5,000円計上いたしました。

人口減少社会の到来を踏まえ、出生率の低下傾向の反転に向け、少子化対策を推進するため「子育て夢プラン」をベースに子育て支援サービスの充実に努めます。

現在、小学校6年生まで入院医療費を助成しておりますが、新たに小学校3年生までの通院医療費についても助成をしております。

また、延長保育、子育て支援センター及び留守家庭児童教室の充実に努めてまいります。

障害者福祉の充実に4億1,055万9,000円計上いたしました。

昨年10月から実施してまいりました障害児タイムケア事業については、引き続き実施してまいります。また、新たに障害福祉サービスの利用者負担軽減対策を実施するとともに、各種の障害者支援サービスを推進してまいります。

次に、高齢者福祉の充実に19億2,830万3,000円計上いたしました。

本市においても高齢化は確実に進んでおり、介護予防事業の充実、地域包括支援センターの充実に図り包括的なケア体制の確立を目指します。

また、高齢者の生きがいや生活支援体制の支援のため、シルバー人材センターの活動強化などにより高齢者の就業機会の拡大に努めてまいります。

海津苑の改修事業につきましては、昨年9月に着工し、3ヵ年事業により、ことし12月には新しい浴室が完成し、来年8月には全施設がオープンする予定で進めております。

次に、母子・父子福祉を初め地域福祉等の推進に90億2,621万7,000円計上いたしました。

母子・父子家庭の支援策の充実に初め市民との協働による地域福祉の推進や、国民健康保険、老人保健、介護保険制度等の社会保障制度の財政の健全化に努め、公的制度による適切な支援をしております。

また、75歳以上の高齢者に対する適切な医療の確保を図るため、後期高齢者医療制度が平成20年度から始まりますので所要の経費も計上いたしております。

第2の「安全で快適な生活環境のまちづくり」であります。

最初に、計画的な土地利用の推進に1,138万2,000円計上いたしました。

引き続き地籍調査を実施するとともに、新たに2ヵ年事業により本市の土地利用形態を検討し、将来の土地利用の方向性等について基本になる土地利用計画を策定してまいります。

次に、利便性の高い道路網の整備に2億8,646万9,000円計上いたしました。

東海環状自動車道の整備促進、国道258号線の4車線化及び県道の改良、新架橋など、引き続き関係機関に強く要望するとともに、生活道路となる市道については計画的・効率的な整備を進めてまいります。

次に、防犯対策・交通安全対策の充実に3,220万6,000円計上いたしました。

市内における犯罪発生件数、交通事故件数は、いずれも増加傾向にあり、防犯や交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全施設等の充実に努めてまいります。

次に、公共交通機関の充実に1億1,060万7,000円計上いたしました。

市内巡回バス3路線については、昨年、新たに運行路線を増設いたしました。本年1月末現在での利用者数は対前年比1万389人増、10.9%増加しております。

また、昨年より協議を進めてまいりました近鉄養老線の支援策は、このほど沿線市町において合意され、新年度においては近鉄からの固定資産税相当額を交付するため2,500万円計上いたしました。

新たに主要鉄道駅から市内の観光地を結ぶ交通ネットワークの確立を民間と連携し、戦略的な交通網整備の検討を進めてまいります。

次に、快適な市街地及び集落環境整備の推進に9,033万2,000円計上いたしました。

市内には22カ所の公園・広場があり、市民の憩いの場などに利用されておりますが、平田公園にありますローラー滑り台を安全に実施していただくため、歩道橋を設置してまいります。平田公園及び平田リバーサイドプラザについては民間のノウハウを取り入れ、市民に魅力のある施設にするため、平成19年度より指定管理者による運営を実施してまいります。

次に、防災対策の充実に1億9,519万6,000円計上いたしました。

平成18年度に、地震を初めあらゆる災害に対応するため市地域防災計画と、武力攻撃事態等における市民保護を目的として市国民保護計画を策定いたしました。

防災意識の高揚や防災体制の強化を図る目的で防災訓練等の実施初め、自主防災組織の育成に努めてまいります。

新たに自主防災組織の活動費及び防災備品の購入に対して助成制度を制定し、防災備蓄資機材の充実を図ってまいります。

次に、上水道の整備運営に14億8,030万円計上いたしました。

本市の上水道施設は、旧町ごとの3区域から成り立っており、ほぼ整備されておりますが、老朽施設の更新とあわせ維持管理の強化を図り、良質で安全な水の安定供給に努めます。

なお、水道料金は旧町ごとに定められており、合併3年後に適正な価格を定めて統一すると合併協定書にうたわれており、その作業を平成19年度中に行い、平成20年度より統一料金として水道事業会計の健全化を図ってまいります。

次に、下水道の整備に30億4,620万円計上いたしました。

本市の下水道整備率は約60%となっておりますが、平成32年度の完成を目標に事業を進めてまいります。

事業を円滑に進めるためには水洗化率の向上が必須となっておりますので、平成19年度においては水洗化率の向上に全力を注いでいく考えであります。

次に、消防救急体制の充実に5億7,788万3,000円計上いたしました。

常備消防の強化のため消防力の強化を図るとともに、増加傾向にある救急業務の体制整備

に、消防ポンプ自動車1台の更新、救急事案管理システムオンライン化を進めてまいります。

第3の「美しい自然を守り、ともに生きるまちづくり」であります。

最初に、自然とともに生きる地域づくりの推進に207万7,000円計上いたしました。

自然保護の意識を高めるため、絶滅が危惧される希少生物を市民の皆様方との協働により保護・育成する方策を検討してまいります。

次に、循環型社会の推進に4億8,793万円計上いたしました。

資源循環型・省資源型社会を目指すため、徹底した分別収集、ごみの減量化と再資源化を図るため、エコドームを1ヵ所設置いたします。

第4の「魅力ある教育・文化のまちづくり」であります。

最初に、良好な学校教育環境の整備・充実に15億3,593万9,000円計上いたしました。

進行する少子化を踏まえて、海津市内のゼロ歳児から就学前の乳幼児の保育、教育のあり方について検討を進めてまいります。

また、海津町地内の幼稚園に統合に向け、高須幼稚園の耐震化を実施してまいります。

学校におけるいじめ問題等が大きな社会問題となっておりますが、いじめ等学校の抱える諸問題に対する取り組みを支援する「いじめ問題等対策学校サポート事業」により問題解決に向けた対策を講じてまいります。

学校施設の耐震化は、未実施の東江・大江・今尾小学校については、国の補正予算による補助事業として採択され、平成18年度補正予算で繰越事業として実施してまいります。

中学校については、南濃町地内の中学校統合に向け、城山中学校の耐震化を実施してまいります。

また、老朽化しております各学校給食センターについては高度な衛生管理が可能である施設として1ヵ所に統合し、平成19年度より2ヵ年事業として整備してまいります。

次に、生涯学習環境の整備、青少年の健全育成及び文化の振興に3億3,227万9,000円計上いたしました。

人づくり、まちづくりの観点から生涯学習活動を推進するため、各種学級、講座等を開設するとともに、生涯学習施設等の整備とネットワーク化を図ってまいります。

また、歴史民俗資料館に貝塚・古墳群の常設展示室を新設してまいります。

次に、スポーツ活動の振興に1億2,055万9,000円計上いたしました。

市民が生涯を通してスポーツを楽しむための活動を支援し、各種スポーツ施設の適切な維持管理をするとともに、市民プールについては、民間のノウハウを取り入れ市民に魅力ある施設にするため、平成19年度より指定管理者による運営を実施いたします。

また、長良川サービスセンター西の市有地を大学、企業のボート合宿施設として誘致及び

造成をいたします。

次に、地域間交流・多文化共生の推進に 560万円計上いたしました。

国内姉妹都市との教育・産業等について積極的に交流を図ってまいります。

海外については、岐阜県と姉妹省県である中国江西省との交流は、平成20年度に20周年を迎えることを機に市民交流を目的とした「友好・市民の翼」訪中団の派遣と、西濃地域市町等と共同により「中国雑技団」の公演を実施してまいります。

第5の「地域の土地を生かした、活力ある産業のまちづくり」であります。

最初に、農林漁業の振興に14億 7,177万 7,000円計上いたしました。

農業経営の合理化を進め、生産性の高い農業を促進するとともに、消費者ニーズに対応した農産物ブランド化と販路の拡大に努めてまいります。

平成19年産から始まる品目横断的経営安定対策が導入されることにより、認定農業者・特定農業団体及びこれと同様の要件を満たす組織の担い手経営に施策が集中されることとなります。この最大の課題である施策を推進するためには、確実な担い手、特定農業団体等の確保及び適切な営農活動等を推進するとともに農業機械設備等の支援をしてまいります。

新たに地域ぐるみで農地や水を守る効果の高い共同活動と環境保全に向けた営農活動を支援するため、農地・水・環境保全向上対策事業を実施してまいります。

さらに、ぎふクリーン農業生産総合整備事業のほか、各種農業生産基盤整備事業を推進してまいります。

また、将来の財政負担を軽減するため、国営土地改良事業負担金11億 6,802万 1,000円の繰り上げ償還を行ってまいります。

次に、商工業・観光の振興に4億 7,935万円計上いたしました。

市商工会と連携し、にぎわいのある商業空間の形成と経営体質の強化や魅力ある商店街づくりに努めるとともに、新たな企業用地の確保と企業誘致活動を進めてまいります。

観光振興につきましては、県内屈指の入り込み客数を誇っておりますが、その多くは日帰り客がほとんどであることから、市観光協会の設立を図り、より多くの観光消費を誘引するための施策を検討するとともに、定着してまいりましたチューリップ祭等の観光イベントをより魅力のあるイベントとして、多くの観光客の来場を誘引してまいります。

南濃温泉水晶の湯につきましては、水温低下等の原因究明と対策を実施するとともに、より積極的に誘客活動に努めます。

また、クレール平田・月見の里南濃の両道の駅につきましては、消費者のニーズに呼応した「安全・安心・健康」で、さらに新鮮な農産物の提供、対面による顔の見える農産物や商品の販売等に努めてまいります。

第6の「市民の参画による協働のまちづくり」に 7,417万 3,000円計上いたしました。

市民参画推進事業として、自治基本条例等を検討するまちづくり委員会の設置、花の種銀行、子どもまちづくり講座、団塊の世代講座等の実施により市民との協働により実施してまいります。

平成18年度に策定しました「男女共同参画プラン」を広く周知を図るため、男女共同参画フォーラムを開催いたします。

また、人権尊重思想の普及・高揚を図るとともに、市民に人権問題に対する正しい認識を広め、基本的人権の擁護に努めてまいります。

最後の「効率的な行財政運営」であります。昨年3月に地方分権の進展と自立した行財政運営を目指すため、「行財政改革大綱」の策定方針により最少の経費で最大の効果を上げるため、簡素で効果的な行政運営の確立を目指し、事務事業の見直しを進めるとともに、人材育成、財政の健全化に努め、市民サービスの向上を図ってまいります。

最初に、地域情報化・電子自治体の推進に6,094万9,000円計上いたしました。

情報セキュリティポリシーによる内部監査を実施するとともに、重要電子データの災害時用バックアップシステムを構築いたします。

また、市民から頻繁に尋ねられる質問をデータベース化した「FAQ（よくある質問）」の運用を実施します。

次に、行財政の効率的な運営等に3億3,616万円計上いたしました。

事務事業の整理・合理化と指定管理者制度の導入による民間委託を推進するとともに、行政評価システムを構築し、全事務事業の評価を実施してまいります。

人材育成については、これからの行政課題に的確に対応できる人材育成を図るために、自治大学校への派遣も含めた職員研修を積極的に進めてまいります。

また、市民の意向や財政事情を総合的に勘案し、統合庁舎に関する調査・検討を進めてまいります。

以上、平成19年度予算について概要を御説明いたしましたが、市民の皆様の御期待にこたえられますよう、総合開発計画による事業を推進するため全力で取り組んでまいりますので、御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、他の議案につきまして御説明申し上げます。

平成18年度補正予算案4件について御説明いたします。

議案第22号 平成18年度海津市一般会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ1億6,399万6,000円増額し、補正後の額を159億1,337万3,000円とするものです。

国の補正予算成立に伴い、平成19年度において実施する予定でありました東江・大江・今尾小学校の校舎の耐震補強事業が採択されることにより、3億1,523万9,000円を平成19年度へ繰越事業とするため繰越明許費の補正、それに伴い2億3,920万円の市債を補正、平田

公園等を指定管理者に委託するため1億380万円の債務負担行為の補正をするものであります。

主な内容ですが、歳入では利子割交付金2,668万5,000円、国庫支出金では児童手当負担金、生活保護負担金等4,941万8,000円の減額と、合併推進体制整備費補助金4,389万9,000円、校舎耐震化に伴う安全・安心な学校づくり交付金6,245万3,000円を増額いたしました。

県支出金では、児童手当負担金、福祉医療費補助金の精査により3,745万1,000円の減額と、合併市町村支援交付金2,712万7,000円を増額いたしました。

合併推進補助金等の国・県補助金、繰越金の増額により財政調整基金繰入金1億2,679万円、減債基金2億円の減額と市債2億3,920万円の増額と補正財源の調整に繰越金2億3,166万1,000円増額するものであります。

歳出につきましては、民生費において障害者支援費、福祉医療費、児童手当、生活保護費等の精査を行い、扶助費1億2,765万円、臨時保育士に係る賃金等1,619万円。

土木費では、予定しておりました県河川改修工事費の減により負担金1,762万円減額をいたします。

教育費においては東江・大江及び今尾小学校の校舎の耐震補強事業に3億1,523万9,000円、特別会計繰出金として海津苑運営特別会計978万4,000円、介護保険特別会計222万6,000円の増額とクレール平田運営特別会計197万3,000円減額するものであります。

議案第23号 平成18年度海津市海津苑運営特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ400万円を減額し、補正後の額を1億2,194万6,000円とするものであります。

補正内容につきましては、改修工事に伴う休苑で食事料・宿泊料が落ち込み収入不足を生じるため、利用料1,178万4,000円、合併推進体制整備費補助金200万円を減額し、その不足額を一般会計繰入金978万4,000円を増額し、歳出については食事原材料費400万円減額するものであります。

議案第24号 平成18年度海津市クレール平田運営特別会計補正予算の内容については、歳入歳出それぞれ885万円を増額し、補正後の額を1億2,835万円とするものであります。

補正内容につきましては、歳出において施設運営費でレストラン用仕入れ食材と農産物直売所における市特産農産物仕入れ額の増による賄い材料費80万1,000円、施設運営利益である前年度繰越金の一部を今後の施設修繕等に活用するため基金積立金1,292万円増額し、合併した市町村においての消費税申告該当事業所は3ヵ年後からの申告となることから今年度の消費税が不要となり、消費税487万1,000円を減額するものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金の全額197万3,000円を減額し、前年度繰越金1,082万3,000円を計上いたしました。

議案第25号 平成18年度海津市介護保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ 315万円を増額し、補正後の総額が21億 494万 1,000円とするものであります。

補正予算の内容については、医療制度改革により後期高齢者医療保険料等が年金からの特別徴収になることに関連し、受給者情報の処理に必要な介護保険システム改修に係る業務委託費を計上いたしました。なお、このシステム改修については、平成19年度へ繰越事業とするため繰越明許費の補正をお願いするものであります。

歳入については、この業務に係る国庫補助金92万 4,000円、一般会計繰入金 222万 6,000円を増額するものであります。

次に、人事案件2件について御説明いたします。

諮問第1号及び諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、森正司委員が任期満了であります。引き続き同氏を推薦いたしたく議会にお諮りするものであります。

また、1月に飯田竹生委員が亡くなられたため、後任に菱田司朗氏を推薦いたしたく議会にお諮りするものであります。

次に、条例案件等について御説明申し上げます。

議案第26号 海津市内部組織設置条例の一部を改正する条例については、市長部局の組織機構改革として現在の総務部秘書広報課を企画部の所属とし、企画部企画課とまちづくり推進課は、より一体的に政策調整を図るため統合し、企画政策課とするものであります。

議案第27号 海津市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例については、道路運送法の一部を改正する法律が公布されることにより条文の整理を行うものであります。

議案第28号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことにより、助役を副市長、収入役が廃止され会計管理者に、吏員が職員に改正されるため関係条例の改正を行うものであります。

議案第29号 海津市副市長の定数を定める条例の制定については、地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことにより副市長の定数を定める条例の制定を行うものであります。なお、本市の定数は1名といたします。

議案第30号 海津市監査委員条例の一部を改正する条例については、地方自治法の一部を改正する法律が施行されたことにより条文の整理を行うものであります。なお、監査委員の定数については地方自治法で定められましたので、本条例から削除するものであります。

議案第31号 海津市行政手続条例の一部を改正する条例については、行政手続法の一部を改正する法律が施行されたことにより条文の整理を行うものであります。

議案第32号 海津市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正す

る条例については、新たに水道料金等審議会ほか各種諮問機関の設置に伴い、その委員に対する報酬を支給するために追加するものであります。

議案第33号 海津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、今年度の人事院勧告により一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことにより、条例中、扶養手当における3人目以降の子等の支給月額を1,000円引き上げるものであります。

議案第34号 海津市手数料徴収条例の一部を改正する条例については、本年4月より火薬類取締法、高圧ガス保安等に基づく事務が岐阜県から本市へ移譲されるため、必要な手数料の徴収額を定めるものであります。

議案第35号 消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、消防組織法の一部を改正する法律が公布されたことにより関係条例の条文の整理を行うためのものであります。

議案第36号 海津市立学校施設使用条例の一部を改正する条例については、石津小学校管理棟の完成により新たにミーティングルームと特別教室の使用が可能になるため、それらの部屋の使用料金を制定するものであります。

議案第37号 海津市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、昨年4月より乳幼児医療を小学校1年から6年までの入院医療費に対し助成しておりますが、本年4月から小学校1年から3年までの外来に係る医療費についても新たに助成するものであります。

議案第38号 海津市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、国の通達により退職被保険者及びその被扶養者が1,500人以上で、かつ被保険者全体の3%以上の市町村は、国民健康保険運営協議会に被用者保険等被保険者を代表する委員を加えるよう指導があり、委員を加えるものであります。

議案第39号 海津市環境基本条例の制定については、本件につきましては、環境基本法並びに岐阜県環境基本条例の趣旨を踏まえ、自然豊かで快適な環境の保全及び創出について基本的な考え方を定め、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めるものであります。

議案第40号 海津市水道料金等審議会設置条例の制定については、合併協定書に合併3年後に適正な価格を定めて統一することとされておりますので、上水道料金を審議していただく諮問機関として設置するものであります。

議案第41号 海津市下水道事業特別会計への繰入については、建設期間中の維持管理を含め事業収入のみでの事業実施は、健全財政を維持することが困難でありますので、地方財政法第6条の規定により一般会計から繰り入れするものであります。

議案第42号 市道の路線認定及び廃止については、道路法の規定により新設道路等の認定

と、道路改良工事に伴い、起終点の変更により廃止及び認定するものであります。

議案第43号 工事請負契約の変更については、海津苑の改修工事を10億 800万円で請負契約の議決をいただいておりますが、当初工事費に合併浄化槽の最終清掃費を算入しておりましたが、最終清掃については直接設置者が行うものとされていることが判明いたしましたので、最終清掃委託分の 739万 2,000円を減額し、10億60万 8,000円とするものであります。

議案第44号 指定管理者の指定については、平田公園及び平田リバーサイドプラザの管理を公募選定により株式会社技研サービスを指定するものであります。指定期間は、平成19年4月1日から平成23年3月1日までの4年間であります。

議案第45号 市民憲章の制定については、海津市民一人ひとりが市民としての誇りを持って魅力あるまちづくりをするための約束事としての趣旨を踏まえ、市民社会を形成する基本項目として、自然保護、教育と文化・歴史、安全な暮らし、感謝と思いやり等の5項目で制定するものであります。

議案第46号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約については、地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことにより収入役制度の見直し等の措置を講ずる必要があり、組合理約の一部を改正するものであります。

議案第47号 岐阜県市町村会館組合理約の一部を改正する規約については、本件についても地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことにより収入役制度の見直し等の措置を講ずる必要があり、組合理約の一部を改正するものであります。

議案第48号 海津市・養老郡・安八郡地域結核対策委員会の共同設置に関する規約の一部を改正する規約については、事務局を養老町から安八町へ移すための規約の変更であります。

以上、私の市政に対する所信と平成19年度予算案並びに条例その他の案件についての御説明を終わりますが、何とぞよろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

長時間御清聴いただきまして、まことにありがとうございました。

議長（西脇幸雄君） しばらく休憩をいたします。

（午前10時05分）

---

議長（西脇幸雄君） 休憩を閉じ、再開をいたします。

（午前10時20分）

---

議長（西脇幸雄君） 施政方針、所信表明並びに提案理由の説明が終わりましたので、質疑を順次許可いたします。

なお、本定例会に本会議場の執行部席に関係課長等の順次着席を許可いたします。

最初に、日程第3、議案第5号 平成19年度海津市一般会計予算について質疑を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（西脇幸雄君） 2番 堀田みつ子君。

2番（堀田みつ子君） それでは、一般会計予算につきましてお尋ねをいたします。

第1点は、債務負担行為のところではPFIアドバイザー業務委託として1,500万円ありますけれども、この内容をお願いいたします。

PFIとなりますと、建設後の施設の不備なんかに対して責任の所在とか、あいまいになることがあると思うんです。そういうことに対しても考えながら、こういったPFIアドバイザー業務委託ということを考えているのでしょうか。

次に、総務で職員研修の講師委託料というのがございます。これは実施予定は、当然講師もだれか想定があるのだと思います。それに関して少々教えていただきたいと思います。

それから、今、友好・市民の翼負担金として、市民の方が交流で中国へ行くというふうなこともあります。そういう中で、ただただ観光旅行に終わってしまわないために、どのような手だてを考えているのかということもお聞かせいただきたいと思います。

次は、住民基本台帳ネットワークシステムの中で、住基のカードの利用者数をお知らせ願えればよいと思います。

これまでは総務に関する問題なんですけれども、次は民生部分なんですけど、敬老会のあり方なんですけれども、今、80歳以上の方を対象に、温泉で皆さんに少し時間を過ごしていただくというふうに行われる予定になっています。実際、私、父が80を超えていますので、その父を見ていても、80歳以上の方でも、そりゃあとても元気な方もありますけれども、どうせこういうふうな敬老会をするなら、足腰がもっとしっかりしたときとか、いろんな考え方があると思うんですけれども、そこら辺のところ、80歳以上の参加が本当にベストなのか。その辺を、この敬老会の対象になる方全員にアンケートなり、本当にこういうふうなやり方がいいのかどうかというのを、もう一度考えなくてはいけないのではないかなと思うんですけれども、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

次に、子育て支援については支援センターがございまして、その指導員の位置づけといたしまして、保育士の方を指導員として位置づけているというふうに聞きましたけれども、いろんな詳細の資料を求めたいと思います。

留守家庭児童教室にしても、その子育て支援センターの保育士の方の募集は大変だと、なかなか応募してみえる方が少ないというふうに聞きます。その中で日々雇用でやっている方の、今後、交通費とかを少しでも何とかならないものなのかということも、あわせてちょっ

とお聞きしたいと思います。

次は図書館についてお尋ねしたいんですけども、図書購入費が18年度の予算よりもさらに減額になっています。前回、17年度の決算の中では1,500万円弱の図書購入費がありました。それを18年度は予算の中で1,360万円と減らして、さらに今回1,100万というふうに減になっているんですけども、これは位置づけとして、この減で十分だというふうに考えて減になっているのか。それとも、図書館の中の図書自体がそれほど今のところは新しく買うのも、この予算内で大丈夫だというふうな意味なんですか。それをお聞かせ願いたいと思います。

次に教育の分野で、今、この4月、全国一斉学力テストが行われることになりましたけれども、前回の議会のときの答弁では、子供たちの学力とか学習状況を把握したりして、その状況を改善するというふうなお答えがありました。公表はどうするかということは、あまりはっきりとは言われませんでしたので、ここで学力をただ分析するだけにとどめると答えていただければありがたいと思いますが、でも、どのように考えてみえるのか、もう一度お聞きしたいと思います。

これは集計だとか、そういうのは全国的にされるんですか、これをもう一度お聞かせ願いたいと思います。

もう1点、教育の中でお聞きしたいのは環境学習、これは各学校で行われているのかどうか。

それと、南濃衛生施設利用事務組合でゴミ処理施設とともにリサイクルセンターが建設されますね。その施設というのは、それぞれの学校で教育に利用できないのか。

それと、その施設利用についてですけども、今までの処理施設であったときでも、たしか学習のためにゴミ処理場とか南濃衛生施設を利用してみえると聞いたことがあるんですけども、そこら辺のところを含めてお聞かせ願いたいと思います。

続きまして、これは資料請求なんですけれども、南濃衛生施設利用事務組合で、これは私は産業建設におるものですから、そちらの方までに、早ければ早い方がいいんですけども、資料をお願いしたいと思います。南濃衛生施設利用事務組合で建設される施設、焼却施設、リサイクル施設、最終処分場、これの建設費とともに、今後の年度ごとの負担額を提示してください。

それと、エコドームでの処理能力などの計画表を提示していただくということと、ちょうど1年前でしたか、御答弁の中で各地域での意向調査をするというふうに答えられていると思います。その調査をされた日、どのような出席者であったか。そして、そこで使用された資料、そのときに調査をされたというか、懇談会にしろ何にしろ、そのときに出された意見を全部きちんと文書にして提出をお願いしたいと思います。

議長（西脇幸雄君） 障害福祉課長 後藤昌司君。

市民福祉部参事兼障害福祉課長（後藤昌司君） それでは、冒頭の堀田議員の御質問にお答えさせていただきます。

今年度でございますが、PFIの導入可能性調査をさせていただいたわけでございます。その結果といたしまして、民間の4社会福祉法人の方がこの事業に参加表明をされたわけでございます。PFIでこの事業ができる可能性はあるということがわかったわけでございます。それをもちまして、今後、県に事業の推進のお願いをしてまいるわけございまして、19年度につきましては、本予算については事業費の予算化をしておりませんが、一応債務負担行為を19年度から20年度ということで上げさせていただいておりまして、県へのアピールということも含めまして、今後、市で事業を展開する可能性が出てきた場合に補正をお願いさせていただいて、この事業を推進させていただくということで、今回、債務負担行為を上げさせていただいております。以上でございます。

議長（西脇幸雄君） 続きまして、総務課長 菱田正保君。

総務部次長兼総務課長（菱田正保君） 御質問がありました職員研修ですが、現在予定しておりますのは職員主事補、主事補というのは採用したとき、主事、それから主任とか主査、係長、課長補佐、主幹・課長、部長級、管理・監督者、こういった六つの階層に分け、それぞれその事業、例えば主幹・課長であれば管理能力とか指導能力、また部下の人材育成能力、そういったものを研修するものでございます。

講師については、そういった専門的な外部講師等がありますので、そちらの方をお願いする予定をしております。ただ、これはこちらの方でする市独自の研修でありまして、そのほかに県の研修センター、また市長が施政方針でも述べましたように、自治大学にも2名派遣していきたいというふうに考えております。

御質問の中にありました観光旅行的になるんじゃないかというような御指摘でございますが、そういったものの研修とは一切違います。この庁舎において主事補クラス、主任クラスとか、そういう者を集めましてするものでありますのでお願いしたいと思います。

〔発言する者あり〕

総務部次長兼総務課長（菱田正保君） 失礼しました。質問の方を若干把握しておりませんので申しわけございません。

もう一つの先ほどありました友好の翼の方につきましては、先般、実行委員会も開きまして、当然、観光旅行的にならないようにというのは十分配慮しております。しかしながら、江西省も南昌市のそういった歴史的な文化財とか博物館、それから市民が生活されている市場の視察とか、そういったものを踏まえ、それから世界遺産であります廬山、そういったところも見学して、また市民との交流も深めてきたいということで、若干の観光的な要素もあ

るかもわかりませんが、できる限り現地の市民との交流を進めるように計画をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（西脇幸雄君） 続きまして、市民課長 安藤勉君。

市民福祉部市民課長（安藤 勉君） それでは、住基カードについての御質問にお答えさせていただきます。

現在、住基カードを発行しておりますが、発行枚数につきましては166件でございます。この利用につきましては、現在のところ、住民票につきましては全国どこでもとれるということになっておりますが、住基カードを利用してのものは住民票の発行ができるということのみでございます。まだほかに目的外の利用として、今のところ、庁内におきましていろんな方法について考えているところでございます。以上でございます。

議長（西脇幸雄君） 続きまして、高齢福祉課長 鈴木里美君。

市民福祉部高齢福祉課長（鈴木里美君） 敬老会の持ち方につきまして御説明させていただきます。

合併前におきましては、それぞれ各町は開催方法がまちまちであったわけですが、合併した際に老人クラブの会長さんに集まってお聞きいただきまして検討させていただきました。その際、せっかく合併したんですから年齢を統一して、そして形式的なことではなしにやったらどうかということで80歳という基準が出たわけでございます。地域によってはその年齢を引き下げることによって開催場所がありませんので、その点も考慮して80歳という持ち方をさせていただきました。以上でございます。

議長（西脇幸雄君） 続きまして、児童福祉課長 平野敏君。

市民福祉部児童福祉課長（平野 敏君） 子育て支援センターについてお答えさせていただきます。

子育て支援センターにつきましては、県の子育て支援事業に基づきまして、子育てに関する情報提供、育児相談、育児技術の支援を行うということで、乳幼児と保護者の交流の場を提供するという目的で使わせていただいておりますので、そこについては、今、高須保育園とか南部保育園におります保育士が主体的に行うという形で行っております。

それと、現在、保育士と主任保育士と、それから日々雇用の保育士とがお互いに助け合ってセンター運営をやっているという形でございます。

それで、保育士につきましては、日々雇用保育士という形で扱わせていただいておりますので、時給890円で行わせていただいております。

それと交通費につきましては、日々雇用保育士ですので市全体の日々雇用という形で行っておりますので、日々雇用の総体的な考え方といたしまして交通費は見ないという形になっておりますので、よろしくお願いいいたします。

議長（西脇幸雄君）　続きまして、図書館長　水谷辰巳君。

図書館長（水谷辰巳君）　では、図書館の図書購入費でございますが、19年度予算 260万減ということでございますが、今、図書館は3館ございますが、システムも統合し、本も3館ずうっと回せるということで図書購入費 260万減になっておりますが、県下の34施設あるわけでございますが、今、1人当たりの図書購入費ということでアンケートが来ておるわけでございますが、この中で海津市は1人当たり 474円で、県下6番目の数字となっておりますので、まだまだ低い図書館もあるわけですので、とりあえず今年度は 260万減でもやっていけるということで御承知願いたいと思っております。以上でございます。

議長（西脇幸雄君）　続きまして、学校教育課長　菱田秀樹君。

学校教育課長（菱田秀樹君）　まず、全国の学力調査の件でございますが、先般の議会でもお答えいたしました。まず、文部科学省自体がこの調査ですべての学力を把握できるというふうには考えていなくて、学力の一部について把握するという全体の傾向というもので、例えば国自体が政令指定都市とか、各県のどうであったかというデータは公表しないと言っておりますし、岐阜県でも各市町村ごとの平均がどうのこうのとかというようなことは、今、まだ考えておられないという話を聞いております。

先般も申し上げましたように、個々の児童・生徒の学力の状況がどうであったかというようなことを中心に学校では活用をお願いしていきたいと思っておりますし、全体としては、今特に読解力の弱さということが指摘されていますけど、そのあたりについて特に比較検討を学校ではしてもらいたいなということを思っておりますので、例えば本市におきまして学校ごとのデータを云々ということについては、今のところその予定はしておりません。この前申し上げたとおりだと思っております。

続きまして、環境学習のことでございます。これは、すべての小・中学校、すべての学年で行われております。ただし、例えば小学校1年生ですと身の回りのごみの問題ぐらいから始まりますし、中学校3年生になりますと広く地球の温暖化の問題等、広がったり深まったりはします。いずれにしても、自分の住んでいる校区の状況を出発点に環境学習を、理科とか、あるいは総合的な学習の時間、あるいはもっと言いますと、英語なんかでも環境を素材にしたテキストも使って勉強しておりますので、すべての学校ですべての学年で環境学習は行われております。以上です。

議長（西脇幸雄君）　続きまして、水道環境部長　高木謙次君。

水道環境部長（高木謙次君）　南濃衛生施設利用事務組合のことで御質問があって、資料を提供ということでございますが、後日、資料を提供させていただければいいのかどうかということですが、堀田議員さん。

〔挙手する者あり〕

議長（西脇幸雄君） 2番 堀田みつ子君。

2番（堀田みつ子君） 後日というのはいつのことかというのがありますけれども、早急に、委員会審査が始まる前にお願いいたします。

先ほど教育課長の方で学校で行っているかどうかというふうなのはわかりましたけど、これは教育に利用できるかできないかというのは環境の方で答えていただけるんでしょうかね。教育の方ではこういうところへは行かないということでしょうか、それともどういうことでしょうか。

それと、各学校で環境学習を行っているということは、各学校でそういう教育ができるということですよ。

議長（西脇幸雄君） 学校教育課長 菱田秀樹君。

学校教育課長（菱田秀樹君） 環境学習についてのカリキュラムは、各学校で作成するというので、さまざまな実践がなされておりますが、すべての学校ではありませんけれども、そういった施設を利用している学校も現にあると承知しております。

議長（西脇幸雄君） 他にございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（西脇幸雄君） 9番 山田勝君。

9番（山田 勝君） 私、まず冒頭にですけど、先般、初日でしたか、概要説明ということで、きょう当然、もう少し具体化された内容の説明が所信表明の後、この時間帯に行われると思ったら、それも無いということで、先般の概要説明は、強いて言うなら前もっての親切心というか、予備知識を持ってもらうためとかというようなことでお聞きをしておって、きょう内容の説明という運びであろうと思ったのがないので、冒頭からこうやって中身の質問ということでちょっと心外に感じておるわけですが、しかも、質問が3回ということになると、今の堀田議員も幾つか言われたわけですけど、質問をまとめなきゃならんということで大変苦慮しておるわけですが、中身については、質問しにかかったら切りがない、わからんことばかりですが、今ちょっと幾つか拾いましたので質問させていただきます。

まず、総務の関係で庁舎間メール便の委託料、こんなこと何をやられるのか、どこへ委託されてということになるのか、お尋ねをしたいと思います。

次に、公用車の購入で概要のときに説明がございましたが、6台買うということですが、たしか軽四を買うようなふうに向ったような気がしておりますが、エコカーとか、そういったことを考えられるのか、考えておられないのかということも含めて、なお納入業者はどのような業者から購入されるのか。バランスよく市内を回るような格好で買われるのか。あるいは、車種によって当然単価も違うわけですが、そういった競争はされたのか、そういったこともひとつお尋ねをいたします。

次に、統合庁舎検討委員会というのが先ほど設置されましたが、こういった業務委託料ということで300万という費用が計上してありますが、これはどのようなことをやるか。どういう支払いが目的でこのような予算が計上されておるのか、内容の説明をお願いしたいと思います。

それから、市民の翼負担金ということで500万ですが、これはともかく、今回、日中友好ということで、先ほども堀田議員からも質問がありました。旅行費1人13万4,500円の算出方法をちょっとお尋ねしたいと思います。どのような、当然、市の職員の中では算出もできないだろう。旅行社を頼ってこれだけの費用がかかるということ、もちろんこういった1人当たりの負担金も出さなきゃ、参加者もしてもらえないということで出されたんでしょうが、どのような旅行社を頼ってやられたのか、その費用の出し方についてお尋ねをいたします。

もう二、三お願いしたいんですが、斎苑の施設管理料はどのようなことに、よくタクシー会社の運転手を急遽頼んでとかということで予算を今までにも計上してあることが目につきましたが、323万6,000円というような、どのような管理委託をされていく予定なのか。間もなくセレモニーホールも完成するということで、そのあたりもちょっと教えていただきたいと思います。

もう一つはエコドームについてですが、先ほども堀田議員からも言われましたが、1年前に私たち産業建設委員会で、市長がもちろん言い出されてきたことですが、産建で審査をする前に全員で輪之内町のドームを視察し、その帰りにこの会議室において皆さんからそれぞれの意見が出されて、だれ一人賛成する者はなかったにもかかわらず、さらに検討を深めてという要請があり、それを産業建設に一任するので、おまえたちよく検討せよということ、議運でも言われ、産建に押し当てがいに任されたというようなことで、委員会でさらにいろいろな角度から検討した結果、時期尚早ということで見送るというようなことに、市長としてはせっかく提案したものをとお思いでしょうけど、市長一人がいいと言われる。議員すべてが賛成しかねるというようなことを、あえて今回、また突然というか、こうして予算化されたということは、非常に私、時の産建を任された委員長として、何を我々はやっておったのかと。委員会というのは何のためにあるのだと、そんなことを思いますし、それなりの今年度予算を計上してという予定があったら、なぜ過去1年間、いろいろこんな思いですがとか、もう一度ひとつよく研究してくれとか、どこかへ視察に行つてとか、市長は先般、桑名が非常にいい施設だということと言われたが、私は行っておらんし、そういったことも含め議員が理解を深められるような、なぜそういったことをやられなかったのか。非常に私はこれについては市長からも、そんなこと言わずにという話も先般お聞きしましたが、余りにも委員会があるなしであるということ、私をここで強調したいんです。何のために審議を深め

たのか、そういったこと、私一人がそういう思いじゃありません。全員の方がそういったことで今日に至っておる。その後、何の審議もないという、くだいようですが、そんなことでこういったものが認められていくとなったら議員は必要ないのではないかと、一人も要らんのじゃないかと、そんなことを思って、市長の思いを聞かせていただきたい。

なお、何度も立てませんので、言うべきことだけは申し上げたいと思うんですが、こういったことは私の思いですが、絶対隣の輪之内町なんかを見ても、言い方は悪いかも知りませんが、底辺という言い方はやめまして、一般市民からの盛り上がりで運営されて、まずまあまあにやられておる。海津の場合は、突如として天下りでということで、どうしてこれが運営がなされていくのだということ。いわゆるシミュレーションというか、今後のそういったことも全く提示されずにやろうとされていることは、極めて私は遺憾なことだと、そんなことを思います。

どうしてもということになれば、私は、このたらいの中でわ一つくわ一つくやっておってもあかんで、できることなら、理解してもらえなきゃ、一般質問でも市の隅々までそのような経緯がわかっただけよう私は声を大にしたいなあと、きょう、急遽そんな思いを持ったわけでございますが、そのあたりについても、しっかりと市長の御答弁をいただきたいと思えます。

エコドームについては何を言うのか、ちょっと思いつきませんのでその次へ行きますが、遊休農地にということですが、どこに何ヵ所ぐらいそういったものを、何を事業としてやられるのか。それに対してどのぐらいの補助金を、わずか20万円ということですが。

それと、実験補助はどのようなものが該当しているのか。ひょっとしたらチコリをもう1年ということ、野寺の営農組合にお願いをしまいた経緯がございますので、何とか補助金をもう少し上乘せしていただいて、ひとつ頑張って取り組んでいただきたいと、そんなことを申し上げた経緯がありますが、この30万というのがそういったことの経費として充てられておるのかということもお尋ねいたします。

次に、月見の森の管理費として概要では555万2,000円という説明を受けたはずですが、本予算によると579万1,000円と計上してありますが、なぜこのような違いが生じておるのか。どちらが本当なのかということも、あわせて御説明をお願いします。

もう1点ですが、左義長の警備といったことで予算化されておるが、海津市がそういったことの警備料を支払わなきゃならんのかということもお聞きします。

それから、海津音頭の作成分担金ということで、これはまた300万という大きな額が計上してありますが、これはどういうふうにしてどうなるのかということも、さらにわからんわけですが、その点も御説明いただきたいと思えます。

ちょっとわからんようになりましたので、このあたりで一遍、3回ということやね、こ

れ。以上、お願いします。

議長（西脇幸雄君） 順次、執行部の方から答弁を求めます。

総務課長 菱田正保君。

総務部次長兼総務課長（菱田正保君） じゃあ、私から総務課の担当の方だけ申し上げます。

まず、庁舎間のメール便でございますが、これは合併当初からこういったものは行っております。19年度から始まったわけでもございません、17年の当初予算からお願いしておるわけでもございます。現在、朝9時、それから午後1時について、ジュラルミンの大きなトランクでございますが、それを2個、南濃庁舎、平田庁舎を回って、海津庁舎から書類、そういったものの、また戸籍関係のもの、そういったものも運んでおると。また、向こうへ持っていたときに、こちらの海津庁舎へのもも運んでくるということでございます。それから、午後についても同じでございます。それから、最近、図書館の図書も一緒に入れたりして行っております。毎日、朝と午後で2回、月曜日から金曜日まで庁舎の開庁時、すべて行っておりますということでございます。

委託先でございますが、運送業者だけではいきませんので、西濃集配高須にお願いをいたしております。

それからもう一つ、市民の翼でございますが、これについてはまだ旅行社については決定はいたしておりません。現在、詰めて大体の予算を出しておりますのは、飛行機については、当初、江西省人民政府の方がチャーター便でどうだろうかという話があり、人民政府の方から中国の飛行機会社であります中国東方航空からいろいろと金額等を伺っておりますが、先ほど申しましたようにチャーター便でありますと、こちらへ迎えに来ると帰り送って帰ると、やはり空便で飛ぶますので、そういった費用が高いということであまり安くないということで、現在、東方航空と飛行機の金額については、大体どの程度まで出せるかということで、概算でございますが、8万円程度でいただいております。

それから、中国国内の移動につきましては、すべて江西省人民政府の対外友好協会で見積もり費用等を出していただいております、5万円程度で、航空賃を合わせますと13万円程度でございます。そのほかに、こちらから中部国際空港まで行きますバス代、それから保険料等、そういった雑費を入れまして13万4,000円程度で計算はいたしております。

今後、団体でございますので、旅行会社等を決定して実施していきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（西脇幸雄君） 続きまして、財政課長 福田政春君。

総務部財政課長（福田政春君） 公用車の購入につきましての御質問にお答えさせていただきます。

購入する予定の車は軽自動車でございます、一般的なガソリン車を予定しております。コストの関係上等を考慮しましてガソリン車を予定しております。

また、購入先につきましては、今後、発注する段階におきまして選定等を検討させていただくということでございますけれども、今取引しておりますのは、市内で自動車組合をつくってみえますので、その組合も含めて業者の選定等を検討させていただく予定でございます。以上です。

議長（西脇幸雄君） 続きまして、企画部長 小澤一郎君。

企画部長（小澤一郎君） 庁舎の統合業務の委託料でございますが、ページの一番下になるかと思いますが、300万の経費でございますが、統合庁舎に関しましては、かねがね御報告申し上げておりますように、新年度早々から検討段階に入るわけでございますが、先般、議会でもそのためのメンバーとして5人を決めていただいたところでございますが、そういった議会を含めた市内の有識者等々で20数名の検討懇談会を発足させる予定でございますが、そのほかに専門的に助言とか指導を受けるために、まだしっかり決めておりません。今、調整段階でございますが、大学のそういった専門的な知識を有する方のアドバイスをいただくためのアドバイザー契約等を結びたいということで、今、若干その辺を詰めておりますが、そういったことで一般の懇談のほかにそういったアドバイザー的な委託をするための費用として300万計上させていただきましたが、いずれにいたしましても、まだ初めてのことでございますので、どれだけの費用がどういうふうになるかというのがなかなか予算の段階でつかめませんので、ざっくりのところ300万ということで計上させていただきましたので、これが過不足することがあると思いますが、その辺で御容赦いただきたいと思いますが、以上でございます。

議長（西脇幸雄君） 続きまして、水道環境部長 高木謙次君。

水道環境部長（高木謙次君） 斎苑の関係でございますが、斎苑の管理料でございます。これに関しましては323万6,000円でございますが、これは南濃斎苑でございますので、そこには職員がおりません。その関係で委託をしておるということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

それからもう1点、エコドームの関係でございますが、これは平成18年度に調査委託ということで調査設計をさせていただいた経緯がございます。それをもとに平成19年度で上げさせていただいておるということでございますが、基本的には国及び県等々の動向によりまして、当然ごみの減量化、それから資源の再利用ということ等を踏まえて、この施設を設置していこうということで予算化をさせていただいておるということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

議長（西脇幸雄君） 続きまして、市長 松永清彦君。

市長（松永清彦君） 山田先生には、エコドームでいろいろと昨年から御指導をいただいておりますことに感謝を申し上げたいと思います。

私自身は、これからは環境の世紀だというふうに今考えているところであります。そのことは何もほかの地域ではなくて、まず足元から、海津市の中からできることからやっていこうということを我々も学ばなければいけませんし、そしてこれから大きく育っていく子供たちもそういうところを実際に体験する、あるいは再利用している場所を見て育つと、そういったことがこれから大変必要だというふうに考えておりますし、私は昨年来、いろんな会合に出させていただく中で、市民の皆様方から必要であるという御意見を承っております、先ほど部長が答弁いたしましたけれども、調査設計をお認めいただいたという観点から今年度進めさせていただきたいと、ぜひお願いを申し上げる次第でございます。

議長（西脇幸雄君） 続きまして、農林振興課長 水谷明寛君。

産業経済部農林振興課長（水谷明寛君） まず1点目でございますが、遊休農地植栽事業補助金ということで20万円でございますけれども、こちらにつきましては南濃地域でございますが、中山間地域でカキ、梅、またサンショウ、ブルーベリー、イチジク、ギンナン等でございますけれども、中山間地におきまして、ミカン園でございますが、樹園地がございますけれども、その遊休農地になっておるところ、または……。

〔「マイクを使って」と呼ぶ者あり〕

産業経済部農林振興課長（水谷明寛君） 中山間地の樹園地がございますが、その遊休農地等に果樹等がございますが、ミカンも含まれますけれども、改植、新植をされる場合に、その経費の一部でございますけれども、補助をさせていただくということで、これは規則がございます、海津市の中山間地域等果樹植栽事業補助金交付規則にうたわれておるわけでございますが、農家さんでございますけれども、5アール以上、かつ3カ所以内ということで、果樹によって単価が変わっておるわけでございますけれども、植栽の本数も定められておりますということでの一部補助を見込んでおるものでございます。

続きまして、特産品実験栽培補助金ということで30万円計上させていただいております。これは山田議員さんがおっしゃられたとおりでございます、市の特産ということで昨年度も実験栽培をやっていただいておりますが、今年度もその栽培に取り組んでいただくということで、今年度は初めてでございますけれども、その30万円という補助金を組ませていただいております。

それから、月見の森の管理費でございますが、まことに御無礼いたしまして申しわけございません。概要説明の際には555万2,000円と確かに御説明申し上げます。予算の今回上程させていただいております総額579万1,000円ということで、申しわけございません、この予算書のとおりでございますので、概要説明は間違いでございました。まことに申

しわけございません。以上でございます。

議長（西脇幸雄君） 続きまして、商工観光課長 横井五月君。

産業経済部商工観光課長（横井五月君） 左義長の件について御説明をさせていただきます。

行事につきましては保存会等で行われておりますけれども、観光的な部分もございますので、ポスター、チラシ等を配布して市外からたくさんの方に来ていただけるように呼びかけをいたしております。また、写真コンテスト等も開いておりますので、カメラマンが多数お見えになるということで、会場の東側の県道を全面通行どめにさせていただいて実施しておりますわけですが、そちらに対応いたしますガードマンの分を警備料として観光の面で見させていただいておる部分がございます。

それから、海津音頭をどのようにしてつくるのかということでございますが、ただいま考えておりますのは、19年度に入りましてから観光協会を立ち上げて、観光の面にいろいろ力を注いでいただこうという方針で進めており、予算化もさせていただいておりますが、その協会にリーダーシップをとっていただきまして、当然議会の先生方、自治会の代表者の方々、また商工会等の代表者の方々に参加していただいて、検討委員会といいますか、実行委員会というようなものをつくらせていただいて進めていきたいなというふうに今は計画をいたしておりますので、よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

議長（西脇幸雄君） 9番 山田勝君。

9番（山田 勝君） 私は特にエコドームについて、今なお納得をしておりません。先ほどの質問の中でも委員会、議会というものが全く無視されておると判断しか今もって思っておりませんが、そのことについては何ら市長も答弁の中に入れておりません。環境の整備とか、子供の体験学習とかということやら、部長は減量減量といって、じゃあ、エコドームをつくったらごみの量が減るのか、そういったシミュレーションも何にも提示されなしに、これをつくったらこれだけ減るのだとか、これだけの経費はかかるがこれだけのメリットがあるんだとか、たとえ思いでもいいからそういうものを提示されて、さらに審議を深めて、そういった過程を経れば、私は議員各位も理解できる人が多くなるのではないかと。私の思いですので、これはその他の議員さんはどう思ってみえるか理解できませんが、余りにも当てずっぽ過ぎるという言い方を私はしたい。何でもかんでも思いつきで、この施政方針でも大変厳しい財政状況だと市長は言うておられますが、その中でこういった、果たしていいものなのか悪いものなのか。そのデータも、さらによそのデータもなければ、うちの方で建設したらこういうメリットがあるんだというシミュレーションもなくして何でもかんでもつくるつくるということは、また後でも出てくるかもしれませんが、そのあたりについて市

長から聞かせてもらいたい。議会になぜ相談をかけられなかったのか。そこらも含めて、将来完成したらこういうふうのものができる、こうなるんだと、このくらい減量できるんだという数字的なものを聞かせてもらえなきゃあ、ちょっと納得できませんのでお願いをします。

それから、農林振興課の補助金、わずか20万円の補助金ですけど、ミカン等も含むという説明をされましたが、そのほかには何か限定されるのか、そういった植えられるものについては。

以上、それだけお願いします。

議長（西脇幸雄君） 市長 松永清彦君。

市長（松永清彦君） 先ほど私の思いを述べさせていただきましたし、どう効果があるのかといったものは、実はごみの収集の回数が合併によって南濃町さんは3回が2回になったということ、1回分はそのとき減っているわけではありますが、減ることによりまして1回ふやしていただきたいという御要望が大変強うございました。その中で勉強しながら、それに対応できていくものができないかということで、これは前に御説明申し上げたかと思えますけれども、エコドームという中でそういったものを自分で出していただいて、それは、いつでも、どの時間でも出せるわけでございます。今、共働きのお母さん方が多い中で、自分の都合のいい時間に持って行っていただく、あるいは子供さんを連れて行っていただく、そしてそこで環境の勉強をしていただくと、そういう思いがございます。

そういった意味で、ぜひ山田先生には御理解を賜りたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

9番（山田 勝君） これ、議長、今度手を挙げると、もうはや3回になるんやで、市長にそんなこと聞いておれせんがね。私は、議会への対応はそれでいいのかということ。議会へゆだねられて、議会で過去1年やがね。その間、1年あれば何とか議会も考えたが、なぜそういう努力がなされなんだのかということを知りたい。

議長（西脇幸雄君） はい、わかりました。

続きまして、農林振興課長 水谷明寛君。

産業経済部農林振興課長（水谷明寛君） 先ほどの品目でございますけれども、奨励品目でございますが、対象になるのはミカン、カキ、梅、サンショウ、ブルーベリー、イチジク、ギンナン、以上でございますけれども、それで10アール当たり、ミカンであればちょっと多いかもわかりませんが、規則上は70本当たり植えていただいて10アール当たり3万5,000円の補助と。規則で細かく、品目ごとですけれども、うたわれてございますので、よろしくお願いいいたします。

〔挙手する者あり〕

議長（西脇幸雄君） 9番 山田勝君。

9番（山田 勝君） 私、一般質問でもうちょっと具体的に質問させていただくということで、あと皆さん待ってみるので、大勢の方が、このあたりでやめます。

議長（西脇幸雄君） 他にございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（西脇幸雄君） 6番 永田武秀君。

6番（永田武秀君） 2点ほどお願いします。

まず第1点は教育委員会、いわゆる学校教育指導事業ということで学校教育課長か、もしくは次長、教育長にお願いしたいと思います。

先ほど市長さんからの所信表明の中にもありました不登校、それからいじめ、いろんな問題があるわけでありましてけれども、この中で不登校児適応指導教室相談員設置事業、それから教育専門指導員設置事業と、こういったよく似た内容の事業が幾つか、その下もいじめ問題等があるわけでありましてけれども、こういった事業としては単独でありましてけれども、ちょっと私も実際直面しているいろいろ悩んだことがあるんですけども、問題は、こういった事業との連携をどういうふうにやっていかれるお考えなのか。予算上は、当然こういうふうに分けをしないといけないと思うんですけども、ただその中で現実的には不登校の問題、あるいはいじめの問題についても、どちらもこれは直接・間接に関係があると思いますので、このあたり予算の運用を含めて、来年度も含めてでございますけれども、18、19、どんなふうはこの事業が、審議のものは別としまして展開され、現状はどのようになっているのか、1点、まず御説明をお願いいたしたいと思います。

それから、給食センターのことにつきまして、朝、議長さんをお願いをしまして、その後、

全協とか、そういったところでのあまり説明もないということで、私の持っております、たしか平成18年10月に配付された「学校給食センター建設事業に係る設計競技コンペについて」ということで、この流れについて私もそれなりに理解をしたいという意味で説明をお願いする意味から、この審査委員会設置要綱、それから審査委員がどんなメンバーなのか、あるいはどんな人が選ばれて審査をされるのか。それから、実施要領もどういうふうなものなのか。それから、審査の基準、こういったものについて、多分書面になったものがあるのかと思いますので、これについては、できれば本議場に配付をしていただきまして、できることなら私は質問をさせていただきたい、こんなふうに思っています。

それはなぜかと申しますと、理由だけちょっと申し上げておきます。私、たまたま今、南濃衛生の委員をさせていただいておりますけれども、あの場合は非常に施設そのものが複雑ということで、いわゆる設計事務所じゃなくして性能発注と。私もそれまでは正直申し上げ

て知りませんでした。性能発注というのは何なんだと言ったら、それをつくるところに仕事を発注して設計から全部やってもらうんだと。非常に専門的な知識を有する施設でそういったものが、建設が今進んでおるわけでありませう。

私も教育委員会でもちょっと前に申し上げた記憶があるんですけども、給食センターもどちらかというところそういうたぐいの施設ではないかなあというふうに思っておるわけですね。当初、全員協議会で説明があったのは、厨房ラインを、あるいは施設を決めてから設計事務所に設計をお願いするんだと、たしかこういうような説明があったように記憶しております。本来、私はこういう施設というのは、反対するという意味じゃなしに、考え方を聞いていただきたいので申し上げるわけでありませうけれども、本来であれば、こういう施設はそういうふうな形で事が進んでいくのがいいんじゃないかなあという思いがいたしました。その後の経過はどうなっておるかわかりませうので、今お願いした資料を出していただく中で再度質問をさせていただきたいと思っておりますので、大変突然で恐縮でございますけれども、今の資料等の配付をお願いして、1回目の質問にさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（西脇幸雄君） それでは、学校教育課長 菱田秀樹君。

学校教育課長（菱田秀樹君） 不登校、あるいはいじめ問題等についてのお尋ねの件でございますけれども、御承知のように、国も県も不登校、あるいはいじめの問題については、ありとあらゆる方策を講じて、その中で救えるのを1件でも2件でも丹念に取り上げて解決をするという考え方でござっております。

本市におきまして、もちろん最前線であります学校も非常に努力をさせていただいておりますし、市の教育委員会としましては、各種の主事の支援員を配置する中で、そういったきめ細かい対応ができるようにしておりますし、一方、教育委員会としましては、やはりこういった問題は、なかなか学校へは直接相談しにくい、あるいは訴えにくいというような場合もござっておりますので、そういった場合に備えまして、市としても教育研究所におきまして適応指導教室の指導員とか、あるいは教育相談員、教育相談電話、最近では「いじめゼロホットライン」とか、さまざまな方策を講じて、とにかくどこからでも救える体制を整えたいと考えております。

また、来年度におきましては、いじめ等学校サポート事業を新しく立ち上げまして、そこには地域の青少年の健全育成委員の方とか、あるいはスクールカウンセラーの方の意見を聞きながら、地域からの声と申しますか、例えば登下校とか、地域で行われているいじめとか、あるいはそういったところで起こっている不適應の問題が、より学校に情報が入りやすいような仕組みを整えていって、網の目のような施策を今後も一層強化・充実していかなくてはならないというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（西脇幸雄君） しばらく休憩します。

資料の配付をいたします。

（午前 11 時 30 分）

---

議長（西脇幸雄君） 休憩を閉じて再開をいたします。

（午前 11 時 33 分）

---

議長（西脇幸雄君） 教育次長 菱田秀明君。

教育次長（菱田秀明君） 永田議員からの御質問で、それぞれ審査委員会の設置要綱、審査委員のお名前、実施要領、それから審査基準を配付していただきたいということでございますが、大変申しわけありませんが、今お配りしたのは審査委員会の設置要綱、それから実施要領をお配りさせていただきました。審査委員のお名前につきましては、ただいまいろんな審査の公平とか、業者さんとの絡みも出てくるといけないということで公表は差し控えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

それから審査基準につきましても、まだ公表させていただいておりませんので、これにつきましても、審査の公平を期していただくためにはということで公表を差し控えておりますので、御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（西脇幸雄君） 6番 永田武秀君。

6番（永田武秀君） 星野さんの方から短目にやれということでありますけれども、できれば質問ですので……。

〔発言する者あり〕

6番（永田武秀君） ごめんなさい、それは訂正させていただきます。

今、学校教育課長の方から答弁いただきました。不登校、それからいじめの問題、これはオープンにできる部分とにくい部分があって、私も大変だとは思っています。ただ、問題は、この予算がついておる以上にそういった動きをしていただくということは、大変難しいというか、大変なことだとは思っていますけれども、何とかそういった部分で、今おっしゃったように何かあったときにはつと来れるような雰囲気、場所、こういったものはぜひひとつつくっておいていただいて、ここまで不登校の子の親さんたちも、そうやって相談に来るまでが大変勇気が要るんだということを、過去、私も聞いたことがありますので、そういったところへ一歩足を踏み出して、子供や、あるいは親さんたちが来れるような、ぜひ環境、それから場所、特に私は場所も大事だと思いますので、そういったことも、ぜひひとつお願いをしたいという意見を申し上げておきたいと思います。

それから、今、教育次長から話がありましたんですけれども、これは正直申し上げて、あえて名前までは結構ですけれども、ただ、何人ぐらい、どんなような人たちが審査委員になっておるかとか、これは競技でありますので、コンペというか、当然何を基準に審査をするのか。要するに、どういうことを基準に事を進めていくのかという一つの、細かい項目まではいいにしても。私は何で冒頭に申し上げたかということ、やっぱりこういう特殊な専門的な知識を有する施設であるがゆえに、当初も教育委員会がおっしゃっていったようにラインだとか厨房施設だとか、そういった普通の建物とは違うノウハウが要るんだということを一生懸命おっしゃっておられたわけですね。そうすると、そういうものは一体どういうふうに決められていくのか、私たちは何にもわからんわけです。専門家にお任せした、専門家にお任せしたと。じゃあ実際は、これはまた補正予算のところでもお尋ねしますけど、設計事務所が、多分厨房メーカーというか、そういうところをお決めになるんじゃないかなあと、これは想像です。そのあたりのことについても、どうなるのかということぐらいは、私は議員であるし、だれにどこにどうなったかと、具体的にじゃなしに、こういうふうに決めてこういうふうに進んでいくんだということぐらいは当然説明をしていただきたいと思うんですけど、それもだめなんでしょうか。

議長（西脇幸雄君） 教育次長 菱田秀明君。

教育次長（菱田秀明君） 審査委員の外郭でございますが、一応肩書とか、そういうものを省きまして、どんな職種の人を選んでいるかでございますが、1級建築士の方、栄養士の方、現場の職員、それから学識経験者というふうで選任をさせていただいております。

それから審査基準につきましては、きちっと明細についてはお答えできませんが、外郭ではどんなものを審査基準にしているかだけは答えられますので、教育総務課長からお答えさせていただきますので、よろしくをお願いします。

議長（西脇幸雄君） 教育総務課長 渡辺良光君。

教育総務課長（渡辺良光君） 永田議員さんの御質問につきまして、特に審査に係る部分の評価基準というか審査基準についてということでございますが、基本的には大まかに二つに分けて考えております。一つは、安全・安心な学校給食を提供するための設計の提案であるかどうか、それと設計コンペという形をお願いする以上、なるべくいいものを安くということで納入価格という考え方、この2点について大まかな提案をしていただく形でお願いしております。

特に安全・安心な学校給食を提供するための設計提案につきましては、敷地全体、建物、全体配置に係る部分、作業工程に係る部分、厨房機器の選定に係る部分、衛生管理の部分、それから総合評価といった形で評価をしていただくようお願いしております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（西脇幸雄君） 6番 永田武秀君。

6番（永田武秀君） 何か言っているいいことと悪いことがあるのかわかりませんが、口が重いようでありませぬけれども、私が一番ここでくどく言いたいことは、これは本来、設計事務所なら設計事務所がぼーんと何もかも決めてしまうんじゃなくして、これは南濃衛生がいいという意味じゃなしに、こういう施設ですから、本来、私は性能発注の部分があってもよかったんじゃないかなあと。つまり、よその市町村も聞いておりますと、例えば各務原にしても美濃加茂にしても瑞穂市にしても、ある程度厨房設備等、それから建物、その他の設計というものは、それぞれ別々の人に頼んでやっておられるというようなことを聞いたことがあるわけです。だから、こういったものは非常に専門的な知識を要するがゆえに1カ所に、例えば今おっしゃった、要するに安全・安心な学校給食の提供、作業工程、厨房機器の選定とか、いろんなことをおっしゃいましたけど、そういったものは、設計事務所がこういうところをぼんと決めてしまえば、そこでもうありきになっていってしまうような気がしてならないわけですね。そういうようなことを考えると、やっぱり広く多くの意見を反映し、今、総務課長が言われたように安全・安心でいいものを安くということが、今おっしゃっておるような基準、考え方が、果たしてそれが一番いいのかなあとという思いがしておりますので、私の思いは、本来これは性能発注すべきものではないかなあと。反対するものではありませんけれども、そういう意見だけを述べて質問は終わりたいと思いますけど、最後に次長、あるいは教育長にお尋ねするんですけど、そういう考え方についてどう思われるか、意見だけお聞かせください。

議長（西脇幸雄君） 教育長 平野英生君。

教育長（平野英生君） 今、お話がありましたけれども、基本的には子供たちの手元に安全・安心で衛生的な栄養のある食べ物を届けるということを中心にしながら、今課長が申しましたようなところをもとにして進めておりますので、今の御意見等も今後検討することがあれば考えたいと思います。以上です。

議長（西脇幸雄君） 教育次長 菱田秀明君。

教育次長（菱田秀明君） ただいま教育長から答えましたとおりでございますが、設計業者につきましても、選定委員会で給食センターの実績のあるところを選定していただいておりますので、その部分は大丈夫かなと思っております。よろしく申し上げます。

議長（西脇幸雄君） 教育総務課長 渡辺良光君。

教育総務課長（渡辺良光君） 教育長さん、次長さんの申されるとおりでございますが、当初、我々もプロポーザルで厨房を決めてというような思いをしておりました。そういったところ、用地の関係等々、全体的なバランスの中で、やはり厨房だけやっても建物との整合性

がとれない。そういった部分とかいろんなことを考えますと、どこに重点を置くかという部分で、経費を安くする部分、そういったことも考えますと、全体提案の中で優秀な設計業者さんの提案を受ける中で一番いいものを安くつくっていきたいという思いから、全体バランスを考慮し、一つで出させていただいたということでございますので、よろしく願いしたいと思います。

議長（西脇幸雄君） 他にございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（西脇幸雄君） 13番 浅井まゆみ君。

13番（浅井まゆみ君） まず1点目ですけれども、男女共同参画懇話会委員報酬があるんですけれども、これはどういったものでしょうか。今回、男女共同参画プランが策定されるに当たって、それについての何かそういう委員会をつられるということでしょうかということ。

それから、2点目に後見人制度についてお伺いしたいんですが、ページ数で言いますと81ページですが、後見人制度委託料というのがありますが、これはどういう方に委託されているかということと、また次ページに補助金がありますが、具体的に1人に幾らとか、そういう金額を教えてください。

それから母子衛生費の方で、この間、全協で御説明がありましたマタニティマークを今回配付されるということですが、どういった形でどういうものが配付されるのでしょうか。

それからもう1点ですが、中学校統合に伴いまして、今回、城山中が耐震工事をされるわけですが、南中の耐震はなぜ今年度されないのでしょうか、その辺をお伺いします。以上です。

議長（西脇幸雄君） 企画部長 小澤一郎君。

企画部長（小澤一郎君） 男女共同参画懇話会の件でございますが、18年度、策定のプランができ上がりました。したがって、19年度はそれを強く推進する必要があるわけございまして、そういったために前の策定委員さんとは別の組織で懇話会というのをつくりまして、それでプランを推進していきたいと思っております。

したがって、19年度はいろんな事業を考えておるわけでございますが、そういった事業の計画の賛同をいただくとか、計画の内容の検討をいただくとか、あるいは中には条例を制定していくためのそういった参考意見を伺うための懇話会を設置していきたいと思っております。

あわせて、メンバー的には、今、人選をしておりますが、十五、六人で制定していきたいと思っておりますし、後でその懇話会の委員さんの報酬の議案も出てまいりますので、あわせてよろしく願いを申し上げます。以上でございます。

議長（西脇幸雄君） 続きまして、福祉総務課長 大倉明男君。

市民福祉部福祉総務課長（大倉明男君） 成年後見人制度につきましては、対象者として、自分のことが自分で判断ができない方を対象にいたしておりますけれども、まず申請の段階で資力がない方につきましては、市で弁護士さんをお願いをしまして、そういったことを家庭裁判所へ申請をいたします。それで、資力がない方につきましては、補助金制度を利用いたしまして、その人に御支援をするということで制度を設けております。以上でございます。

議長（西脇幸雄君） 健康課長 高木伊吉君。

市民福祉部健康課長（高木伊吉君） それでは、マタニティマークにつきまして御質問いただきましたので御回答申し上げます。

マタニティマークにつきましては、キーホルダー型のものを予定しておりまして、妊婦届なんかを出されますときに、それに合わせましてお渡しできるような方法で考えております。単価的には 210円ほどで、そんなにかかるものではございませんので、必要な人数分の予算化をしておりますので、よろしく願いいたします。

議長（西脇幸雄君） 続きまして、教育総務課長 渡辺良光君。

教育総務課長（渡辺良光君） 浅井議員さんの御質問でございますが、市長が提案させていただきましたように、来年度に向けて城山中学校の耐震補強をということで予算を計上しております。

南濃中学校につきましては、一部新耐震基準の新しい校舎もございます。そういった関係もございまして、一応現段階の施工予定では、20年度に耐震をしていく予定で教育委員会としては考えておるところでございます。よろしく願いいたします。

議長（西脇幸雄君） 他にございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（西脇幸雄君） 17番 星野勇生君。

17番（星野勇生君） 3点、お願いをいたします。

1点目は、総合的な判断の中でお答えをちょうだいするといいいのかなと思いますが、国は、今地方の入札制度の見直しに入りました。当然、年度うちには国が各自治体へ指示を出してくるものと判断をいたしておりますが、1,000万円以上についてはという文言になるかと思います。今、海津市で本予算の中に工事費が含まれておりますが、すべてとは申し上げませんが、指名競争入札に付してきた。この辺の考え方は、将来どういう方法論をお使いになるのか、その検討の段階に入っているのか入っていないのか、それを御報告ください。

次に、総務課の関係で用地購入費が上げてあります。予算書では51ページですが、この予定地について御報告ください。

3点目が、堀田みつ子議員も山田議員もおっしゃいましたが、エコドーム建設については、工事費、建設費等々であります。しかし、このドームの運営内容についてまだ報告をいただいておりますが、1点だけ、持ち込みは無料ですか有料ですか、この点だけお答えください。よろしくお願いします。

議長（西脇幸雄君） 助役 水谷敏行君。

助役（水谷敏行君） 最初の入札制度の関係でございますが、現在、電子入札を試行的に行っておりますので、その結果を踏まえた上で、先般、秋江の方でありました1,000万円以上については一般競争入札でというお話でございますが、それについて検討をしてみたいと思っております。具体的な検討の段階には、そういう意味では現在はまだ入っておりません。

議長（西脇幸雄君） 総務部財政課長 福田政春君。

総務部財政課長（福田政春君） 用地の購入費の内訳でございますけれども、現在、土地開発基金で持っております土地の中で、一部行政財産等に使用しておる部分の土地もございますので、土地開発基金から買い戻しをさせていただくということで計上させていただいております。

面積的には小さい面積が幾つかあるわけですが、旧平田町で従来から開発基金で持っておりました土地等を9筆ほど予定しております。以上でございます。

議長（西脇幸雄君） 水道環境部長 高木謙次君。

水道環境部長（高木謙次君） 今後、エコドームを建設していくにしまして持ち込みでございますが、有料か無料かということでございますが、今現在、各集積場へ持っていただいておりますのは1袋40円ということがございますので、このあたりも今後検討してみたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（西脇幸雄君） 17番 星野勇生君。

17番（星野勇生君） 1点目の入札制度については、いつごろをめどに検討するのか。

それから、用地購入については9筆、土地開発基金の中の行政財産の一部を買うということですが、残りの普通財産は今後どうするのか。

それから、袋代40円分、このことについて検討する、当然であろうと思います。しかし、どういう形で持ち込み料を取るか。この辺をまだ検討ができていないというふうに判断をいたしますと、使用料を取るということは、それなりの目的がないと取れない。それから、方法論がありまして、条例化を推進する。持ち込みは、当然袋で持ってきませんので、今、使用料は40円という袋代を払って収集をお願いしている。その辺の違いを間違いがないようにしたいと思いますが、先般の広報「かいづ」で南濃衛生の使用料が変わりましたと書いてあ

りましたが、これとこの問題との整合性について御説明を求めたいと思います。

議長（西脇幸雄君） 助役 水谷敏行君。

助役（水谷敏行君） 第1点目の御質問でございますが、電子入札の試行が19年度いっぱい  
ございます。ただ、国・県の状況等を見ながら、新年度早々にも検討を開始したいと思っ  
ております。以上でございます。

議長（西脇幸雄君） 財政課長 福田政春君。

総務部財政課長（福田政春君） 現在保有しております土地開発基金の土地でございますけ  
れども、今後、一般会計等の余裕財源等も含めて検討させていただき、財源ができましたと  
きには土地開発基金から買い戻しをさせていただきたいということで、またその都度、予算  
計上をさせていただきたいと思っております。以上です。

議長（西脇幸雄君） 水道環境部長 高木謙次君。

水道環境部長（高木謙次君） 先ほどの再質問の有料か無料かということでございますが、  
基本的には、先ほども言いましたごみ袋の関係等がございます。そんな関係等で、今現在、  
どのくらいこれが出てくるかということも把握ができないということもございます。そんな  
ことで、今後検討していくということで御理解をいただきたいと、こんなことを思ってお  
ります。

議長（西脇幸雄君） 他にございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

しばらく休憩をいたします。再開は1時でお願いしたいと思います。

（午前 11時58分）

---

議長（西脇幸雄君） 休憩を閉じて再開をいたします。

（午後 1時00分）

---

議長（西脇幸雄君） 続きまして日程第4、議案第6号 平成19年度海津市海津苑運営特別  
会計予算についての質疑を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（西脇幸雄君） 9番 山田勝君。

9番（山田 勝君） 老人福祉施設運営委員の報酬として25万2,000円計上してありますが  
、過去1年、協議会を何度請求してもやられないという経緯があるんですが、こんな経費が  
必要なかどうか。今後、どんなような予定で進められるつもりなのか、そのあたりも含め  
て御説明いただきたいと思います。お願いします。

議長（西脇幸雄君） 海津苑所長 伊藤直次君。

海津苑所長（伊藤直次君） それでは、御説明申し上げます。

19年度予算で25万 2,000円見ておりますのは、来年の7月までに海津苑は全部オープンしますけれども、それまでにはある程度基本的な指定管理者の件とか、いろんなことがございますので、運営委員会も開いていただきたいということで予算を計上しておるわけでございますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（西脇幸雄君） 9番 山田勝君。

9番（山田 勝君） 所長からそのような説明がありましたので、今後は必要に応じて開催していただけるものと確信をしますが、今までのようなことがないように、所長の思うままでひとり歩きしないように、ひとつ審議にかけていただきたいと思いますので、よろしくお願いをします。

議長（西脇幸雄君） 他にございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして日程第5、議案第7号 平成19年度海津市南濃温泉水晶の湯運営特別会計予算についての質疑を許可します。

〔挙手する者あり〕

議長（西脇幸雄君） 9番。

9番（山田 勝君） ちょっとお尋ねしたいんですが、これの付託をされた委員会の委員はできるだけ遠慮してくれか、発言はカットされるのか、どっちやね。

議長（西脇幸雄君） 委員会へ付託させていただきますので、委員会のやつはなるべくなら遠慮していただきたいと、すみませんが。

9番（山田 勝君） はい、わかりました。

〔「議長、なるべくならとか、そういうあいまいな言い方はおかしいんじゃないですか、議場であいまいは」と呼ぶ者あり〕

議長（西脇幸雄君） 遠慮していただきたいというふうに再度お願いいたします。今までの慣例の流れでございますので、ひとつ御了承を願いたいと思います。

質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして日程第6、議案第8号 平成19年度海津市クレール平田運営特別会計予算についての質疑を許可します。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして日程第7、議案第9号 平成19年度海津市月見の里南濃運営特別会計予算について質疑を許可します。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして日程第8、議案第10号 平成19年度海津市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について質疑を許可します。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして日程第9、議案第11号 平成19年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計予算について質疑を許可します。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして日程第10、議案第12号 平成19年度海津市国民健康保険特別会計予算について質疑を許可します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（西脇幸雄君） 2番 堀田みつ子君。

2番（堀田みつ子君） 1点だけお尋ねいたします。

国保で出産育児一時金を出すんですけども、その受け取り代理に関する要綱の中に、対象者として国民健康保険税が完納されている者とするというのがあります。これは実際、最終的に支払われるものであれば、せめて国保税の完納でなくても、計画納付をされている方ぐらいにとどめるとか、本当に必要な方のところへこういった一時金が支払われるというか、直接医療機関の方へ支払われるような形にされるというのがベターではないかと思うのですが、その点についてお伺いしたいのですが。

議長（西脇幸雄君） 市民福祉部長 大倉富夫君。

市民福祉部長（大倉富夫君） ただいまの御質問でございますが、そういうような要綱になっておるわけございまして、国民健康保険はすべての方に対しての保険でございますので、滞納のないよう常日ごろ努力していただいておりますが、今の育児一時金につきましても、制度をつくりましてから、まだ1件だけしか申請がなかったという状態でございます。若干手続に不便があるかなあと思っておりますが、その辺のことにつきましては、制度にのっとって実行していきたいと思っておりますので、よろしくお伺いしたいと思います。

議長（西脇幸雄君） 他にございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして日程第11、議案第13号 平成19年度海津市老人保健特別会計予算について質疑を許可します。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして日程第12、議案第14号 平成19年度海津市介護保険特別会計予算について質疑を許可します。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして日程第13、議案第15号 平成19年度海津市下水道事業特別会計予算について質疑を許可します。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして日程第14、議案第16号 平成19年度海津市水道事業会計予算について質疑を許可します。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして日程第15、議案第17号 平成19年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計予算について質疑を許可します。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして日程第16、議案第18号 平成19年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別会計予算について質疑を許可します。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして日程第17、議案第19号 平成19年度海津市介護老人保健施設事業特別会計予算について質疑を許可します。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして日程第18、議案第20号 平成19年度海津市駒野奥条入会財産区会計予算について質疑を許可します。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして日程第19、議案第21号 平成19年度海津市羽沢財産区会計予算について質疑を許可します。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして日程第20、議案第22号 平成18年度海津市一般会計補正予算（第6号）について質疑を許可いたします。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして日程第21、議案第23号 平成18年度海津市海津苑運営特別会計補正予算（第2号）について質疑を許可いたします。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして日程第22、議案第24号 平成18年度海津市クレール平田運営特別会計補正予算（第1号）について質疑を許可いたします。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして日程第23、議案第25号 平成18年度海津市介護保険特別会計補正予算（第5号）について質疑を許可いたします。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして日程第24、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて質疑を許可いたします。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

お諮りします。諮問第1号について原案に異議なしという答申してよろしいですか。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西脇幸雄君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案に異議なしと答申することに決定しました。

続きまして日程第25、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて質疑を許可いたします。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

お諮りいたします。諮問第2号について原案に異議なしと答申してよろしいか。御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西脇幸雄君） 異議なしと認めます。よって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案に異議なしと答申することに決定しました。

続きまして日程第26、議案第26号 海津市内部組織設置条例の一部を改正する条例について質疑を許可いたします。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして日程第27、議案第27号 海津市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について質疑を許可いたします。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして日程第28、議案第28号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての質疑を許可いたします。

〔挙手する者あり〕

議長（西脇幸雄君） 17番 星野勇生君。

17番（星野勇生君） 後ほど出てきます議案第29号、副市長の定数を定める条例に少し関係するわけですが、地方自治法の167条が今回改正をされて助役から副市長という名称に変わりましたが、その第2項に副市長の権限について条文化されております。これは過去にはない条項であります、その辺の判断をいかがいたすのか、それを御答弁いただきたいと思えます。

議長（西脇幸雄君） 総務部長 津野基紀君。

総務部長（津野基紀君） 星野議員の御質問にお答えしますが、いわゆる副市長の事務の委任という規定であろうかと思うわけですが、この件につきましては、地方自治法の153条の規定によりまして一部委任、あるいはまた臨時的に代理するということについては告示をするということになっておりますので、現在のところ、その予定はございませんし、必要であれば告示をして知らせるということになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（西脇幸雄君） 他にございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして日程第29、議案第29号 海津市副市長の定数を定める条例の制定について質疑

を許可いたします。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして日程第30、議案第30号 海津市監査委員条例の一部を改正する条例について質疑を許可いたします。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして日程第31、議案第31号 海津市行政手続条例の一部を改正する条例について質疑を許可いたします。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして日程第32、議案第32号 海津市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について質疑を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（西脇幸雄君） 17番 星野勇生君。

17番（星野勇生君） 今回上程されております、特別職の追加がなされました。そのうち男女共同参画懇話会委員、この前条例を見ると策定委員会に既にお支払いをしているということになっておりますが、この策定委員と懇話会の委員との関係について説明をいただきたいと思っております。

議長（西脇幸雄君） 企画部長 小澤一郎君。

企画部長（小澤一郎君） お答えさせていただきます。

策定委員につきましては、男女共同参画プランの策定にかかわる委員さんということで、計画を策定していただくための委員会の委員さんでございます。懇話会といいますのは、先ほどの質問にもお答えしましたように、その策定いたしました計画を推進していく、19年度はいろんなフォーラムとか事業を考えておりますが、推進していくためにいろんな協議をいただくための懇話会を設置したいということで、あわせまして新年度に思っております条例制定についても、その懇話会にも図っていきたいということで、19年度のいろんな事業に対する懇話をいただく会を制定したいというふうに考えておるものでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（西脇幸雄君） 17番 星野勇生君。

17番（星野勇生君） この懇話会の基礎的になる条例については今後検討して、いつの時期に発案される予定でしょうか。

議長（西脇幸雄君） 企画部長 小澤一郎君。

企画部長（小澤一郎君） 私ども考えておりますのは、あくまで懇話会でございますので、審議会ということではなくて暫定的な懇話会でございますので、条例制定じゃなくて4月1日から要綱を定め……。

〔発言する者あり〕

企画部長（小澤一郎君） ちょっと質問があれでした。男女共同の条例につきましては、19年度内に検討いたしまして、20年度からスタートしたいというふうに考えております。

議長（西脇幸雄君） 他にございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして日程第33、議案第33号 海津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（西脇幸雄君） 17番 星野勇生君。

17番（星野勇生君） たびたびすみません。この条例につきましては、第13条の2、そのうち第2項が追加されております。この意味がよくわかりませんので、かみ砕いて御説明をいただきたいと思います。

議長（西脇幸雄君） 総務部長 津野基紀君。

総務部長（津野基紀君） それでは、管理職手当につきましてはの第2項でございますが、この前項の規定といたしますのは手当の問題でございます。この規定につきましては、従来、定率制で管理職手当を払っておったということでございます。人事院勧告等によりまして、あるいはまた市長の提案理由の説明の中にもございましたように、4月1日からは定額制で進めるということになるわけでございます。その最高の額といたしましては、その職務、職級がございますが、7級、6級、5級と、その中の管理職手当を払っている者の最高の号給の給料月額100分の15を超えてはならないという規定でございます。この定額の額につきましては、県の準則が参りましてから決めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（西脇幸雄君） 他にございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして日程第34、議案第34号 海津市手数料徴収条例の一部を改正する条例について質疑を許可いたします。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして日程第35、議案第35号 消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について質疑を許可いたします。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして日程第36、議案第36号 海津市立学校施設使用条例の一部を改正する条例について質疑を許可いたします。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして日程第37、議案第37号 海津市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について質疑を許可いたします。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして日程第38、議案第38号 海津市国民健康保険条例の一部を改正する条例について質疑を許可いたします。

〔挙手する者あり〕

議長（西脇幸雄君） 9番 山田勝君。

9番（山田 勝君） この委員の増員というのか、被保険者を代表する委員が3名にもかかわらず、(4)番として被用者保険等保険者を代表する委員1人と、これはどういうところのどういう人が該当するのか御説明いただきたいと思います。お願いします。

議長（西脇幸雄君） 市民福祉部長 大倉富夫君。

市民福祉部長（大倉富夫君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

国民健康保険の中に一般の方と退職者がございます。退職者の制度上の中を言いますと、税以外は全部交付金で来るわけでございます。その交付金のもとと申しますのは被用者の拠出金もございまして、そういう関係から退職者の被保険者が1,500人以上ある、あるいは全体に占める割合が3%以上あった場合は設けなさいということでございますので、御理解願いたいと思います。

今の関係につきましては、他市町を見ますと社会保険事務所長さんをお願いしているというのが実態でございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（西脇幸雄君） 他にございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして日程第39、議案第39号 海津市環境基本条例の制定について質疑を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（西脇幸雄君） 17番 星野勇生君。

17番（星野勇生君） 素朴な質問ですが、この後の議案第40号と一部バッティングするとい  
うのか、考え方でお尋ねをしたいので両方で考えてみたいと思いますが、よろしゅうござい  
ますか。

議長（西脇幸雄君） 許可いたします。

17番（星野勇生君） それは組織の中で、この条例ですと第20条、その後の議案ですと第3  
条第2項ですね。20条2項によると市議会の議員、後ほどの条例ですと市議会議員となっ  
ておりますが、これはどう判断をさせていただいたらいいのか、御説明を求めたいと思いま  
す。

議長（西脇幸雄君） 水道環境部長 高木謙次君。

水道環境部長（高木謙次君） 環境基本条例の20条でございますが、市議会の議員、それか  
らその後の水道事業会計の審議会委員が組織のところでも市議会議員ということになっており  
ますが、環境基本条例は県に準じて作成をしたということで、基本的にあまり変わらない  
ということで、「の」が入っているか入っていないかということでございますので、御理解  
をいただきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（西脇幸雄君） 17番 星野勇生君。

17番（星野勇生君） 理由がよくわからんというのが皆さんの顔であろうと思いますが、の  
があるのとのがないのと差はたったそれだけだと、そうおっしゃるわけですが、いわゆる海  
津市のルールがここで定められるわけなんですね。私の判断でいくと、いわゆる議会議員個  
人の参加型なのか、議会総意の参加型なのか、やはり言葉によって相当変わると思います。  
条例を定めるときにその辺を吟味しなくて、何を吟味するんでしょうか。

提案者は市長ですね。市長、この辺はどう判断をされるんでしょうか。ここに出てきた議  
員の意見を申し上げていいのか、もしくは議会の総意を申し上げるのか、どっちなんでしょ  
うか、お答えください。

議長（西脇幸雄君） 市長 松永清彦君。

市長（松永清彦君） こういった審議会という形で議会の先生に入らせていただきます場合は  
、個人、議員の先生の御判断の場合が多いのではないかとこのように考えておりますけれど  
も、いかがでございましょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（西脇幸雄君） 17番 星野勇生君。

17番（星野勇生君） 承知しました、その件についてはね。ただ、条文については一定の約

束事があると思うんですが、たった「の」一つにしても意味が全く変わってくる場合があると思います。その辺の判断は、助役さん、専門家、お答えください。私はどちらかに統一される方が行政用語としては正しいんじゃないかなと思います。

議長（西脇幸雄君） 助役 水谷敏行君。

助役（水谷敏行君） 今回の件については、市議会の議員と市議会議員の検討ですね。要するに、市議会の議員と市議会議員の違いについて十分に精査して区分したわけではないと思います。それぞれ準拠する上位の条例に準じたということございまして、この二つの市議会議員、市議会の議員の意味の違いはございません。

ただ、おっしゃるとおり、海津市として、先ほど市長が申しましたように、議員の先生一人ひとりが個人の意見として審議会に参加する場合と議会の代表として参加する場合と、例えばその場合は市議会の議員、個々の思いで出られる場合は市議会議員というような区別の仕方はあるかと思いますが、それにつきましては、また今後検討させていただき、御報告させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（西脇幸雄君） 他にございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（西脇幸雄君） 9番 山田勝君。

9番（山田 勝君） 関連ですが、こういった委員会を立ち上げられときに、15人以内というようなことであれば、三五、十五ということになるかと思いますが、事環境とか保全とか、そういったことに関しての会議ということになれば、年に1回とか2回とか定期的に寄って、それで済まされていくのか。あるいは、根気よく、今現在こうだ、それがこういう会議でこう言ったらこういうふうに変ってきたとかというようなことを毎月やられるようなことが計画されておるのか。そのあたり、まだスタートしておりませんのでどうかと思うんですが、そのあたりはどのような計画をされておるのか、お願いします。

議長（西脇幸雄君） 水道環境部長 高木謙次君。

水道環境部長（高木謙次君） この環境計画でございますが、平成18年度に関しましては基本計画をつくるということで3回見させていただいておりました。19年度はこの計画書もでき上がってくるということで、年1回、審議会を開催するというところで予算計上させていただいております。

議長（西脇幸雄君） 他にございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして日程第40、議案第40号 海津市水道料金等審議会設置条例の制定について質疑を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（西脇幸雄君） 17番 星野勇生君。

17番（星野勇生君） 先ほどお答えをいただきました。いわゆる合併協の約束事で平成19年度中に水道使用料の金額を定める。この定めるために審議会を開催するというふうに私は判断をいたしますが、先ほどの説明によると、議員さん個々の意見をもって審議会の結論と出す、これは非常に怖いんじゃないかなあと思いますね。いわゆる議会は、議会の総意というのが当然審議会等に含まれるのが普通常識の判断じゃないかなあ。いわゆる市民の使用料を定めるときに議員個々の意見であってはならんと。議会の同意をとった上で結論を出すべきじゃないかなあという思いがありますが、その辺についてどういうお考えなのか、お答えをください。

議長（西脇幸雄君） 水道課長 館尋正君。

水道環境部水道課長（館 尋正君） それでは、星野議員の質問にお答えします。

あくまでも審議会でございます、最終的には料金改正ということになりますので条例改正が絡んできますので、当然議会の議決が必要でございます。その場合の前段として、事務局としましては関係資料をお出しします。その中で御検討していただく審議会ということでございますので、最終的には議会の議決を経て料金の改正ということになりますので、その点、御了解をよろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（西脇幸雄君） 17番 星野勇生君。

17番（星野勇生君） 方法論としてはわかりますが、それぞれの家庭の負担に係ることで、条例を制定されたときにお傘が審議会、これで一方的になりはしないかと思えます。したがって、条例を定める前の審議会の意見の中に参加した議員だけの意見じゃなくて、議員全員の意見を審議会で審議をしてもらう、私はそうあってほしい。

どうしてもこういう組織をつくると、最終的には審議会が結論を出しました。じゃあ、だれの答えかという、市民の声じゃなくて、ある一部の人の意見として定まってしまう、その危険性が十分あり得るんじゃないかなあ。したがって、私はこの辺の選任の方法、だから先ほどの議会議員の位置づけについては、議会の皆さんの意見をもって審議会のメンバーとして議員が参加する方が物事の決め方としては正しいのじゃないのかなと思います。なぜならば、議員は当然、中にはお笑いになるかもわからんけど、地域での説明責任を担っております。その辺を御賢察いただいて御検討を賜りたいと思いますので、よろしく申し上げます。御返答は結構でございます。

議長（西脇幸雄君） 他にございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして日程第41、議案第41号 海津市下水道事業特別会計への繰入について質疑を許可いたします。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして日程第42、議案第42号 市道の路線認定及び廃止について質疑を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（西脇幸雄君） 9番 山田勝君。

9番（山田 勝君） 私、冒頭に発言させていただいたときにも申し上げたんですが、路線の認定とか廃止とかということですね。ましてや、合併直後であり、私たちも勉強不足と言えるかもしれませんが、なかなかぴんとこない場合が多いんですが、ある程度大まかなところぐらいは説明をなぜしてもらえなんだのかと。今ここで質問せよと言われても、なかなかそれすらも、どのあたりでどういうふう、なぜというようなこともわからんということですが、わからんじまいで認めざるを得ないというのが私の今の心境なんです。今後、ひとつこういったものの説明は、ある程度していただきたいということをお願いしまして、答弁はよろしいので。

議長（西脇幸雄君） 他にございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして日程第43、議案第43号 工事請負契約の変更について質疑を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（西脇幸雄君） 9番 山田勝君。

9番（山田 勝君） 当初入札が行われた時点に、その10億 800万の中には下水の処理施設、海津苑の西の方の隅っこにそれなりのものがあったと思うんですが、そういったものも入っておる入っておらん、それを取り壊すということから減額になったということですが、そんなものも目を通さずに入札をされてオーケーとされたのか。そのあたりがまるきり、これは降ってわいたようなふうに見えますけど、当然下水処理なんかは撤去しなきゃならんのもかわらず、こういう予算の変更があるということについてちょっとお願いします。

議長（西脇幸雄君） 市民福祉部長 大倉富夫君。

市民福祉部長（大倉富夫君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

市長も提案説明でお話し申し上げておりますが、今の下水とかという言葉、いろいろ出てきましたが、この原因につきましては、合併浄化槽の汚泥の清掃でございます。それで、

我々、勉強不足でございまして、工事費の中へ清掃費も入れ込んで入札をしたわけでございます。その後、環境衛生課との横の連携が密でなかったわけでございますが、その清掃等につきましては設置者が責任を持ってやるということを指摘されまして、急遽減額して、私の方で先般の補正予算で委託料を認めていただきまして、直接委託として清掃会社に清掃させたと、そんな経過でございますので、よろしく申し上げます。

議長（西脇幸雄君） 他にございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

お諮りいたします。討論を省略して採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西脇幸雄君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第43号 工事請負契約の変更については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西脇幸雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号 工事請負契約の変更については、原案のとおり可決することに決定しました。

続きまして日程第44、議案第44号 指定管理者の指定について質疑を許可いたします。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして日程第45、議案第45号 市民憲章の制定について質疑を許可いたします。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西脇幸雄君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第45号 市民憲章の制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西脇幸雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号 市民憲章の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

続きまして日程第46、議案第46号 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約について質疑を許可いたします。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西脇幸雄君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第46号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西脇幸雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第46号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約については、原案のとおり可決することに決定しました。

続きまして日程第47、議案第47号 岐阜県市町村会館組合理約の一部を改正する規約について質疑を許可いたします。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西脇幸雄君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第47号 岐阜県市町村会館組合理約の一部を改正する規約については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西脇幸雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第47号 岐阜県市町村会館組合理約の一部を改正する規約については、原案のとおり可決することに決定しました。

続きまして日程第48、議案第48号 海津市・養老郡・安八郡地域結核対策委員会の共同設置に関する規約の一部を改正する規約について質疑を許可いたします。

〔発言する者なし〕

議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西脇幸雄君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第48号 海津市・養老郡・安八郡地域結核対策委員会の共同設置に関する規約の一部を改正する規約については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西脇幸雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第48号 海津市・養老郡・安八郡

地域結核対策委員会の共同設置に関する規約の一部を改正する規約については、原案のとおり可決することに決定しました。

お諮りします。議案第5号から議案第42号まで及び議案第44号の計39議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西脇幸雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号から議案第42号まで及び議案第44号の計39議案は、議案付託表のとおりそれぞれの所管の常任委員会に審査を付託することに決定しました。

なお、審査は3月22日までに終了し、議長に報告をお願いいたします。

---

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

議長（西脇幸雄君） 続きまして日程第49、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西脇幸雄君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西脇幸雄君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

それでは、議長において市長 松永清彦君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました市長 松永清彦君を岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西脇幸雄君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました市長 松永清彦君は岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。会議規則第32条第2項により告知いたします。

---

散会の宣告

議長（西脇幸雄君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもって散会します。長時間にわたりまして慎重審議していただきまして、大変ありがとうございました。

（午後 1 時 5 5 分）

上記会議録を証するため下記署名する。

平成19年3月6日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

